

平成29年度第2回長久手市子ども・子育て会議次第

日 時 平成30年1月30日（火）
午後2時から午後4時まで
場 所 西庁舎2階 第7、8会議室

1 あいさつ

2 議 題

(1) 報告事項

子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の確認について
【資料1】、【資料2-1】、【資料2-2】

(2) 協議事項

ア 子ども・子育て支援事業計画の数値見直しについて
【参考】、【資料3】

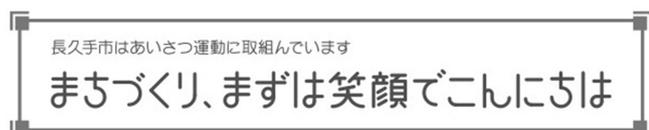
イ 保育施設の利用定員について
(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)
【資料4】

ウ 放課後の居場所づくりに関する事業について
(放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室推進事業)
【資料5】

3 その他

(1) 平成30年度に向けて
【資料6】、【資料7】

(2) 地域共生社会の実現について



平成29年度長久手市子ども・子育て会議委員名簿

	区分	所属	委員役職	委員氏名
1	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	学校法人愛知医科大学	人事・厚生室室長	アンドウ 伊サオミ 安藤 功臣
2	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	長久手市立小中学校校長会	長久手市立西小学校校長	ウカイ ヨウイチ 鶴飼 洋一
3	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	東名古屋医師会長久手支部	ながくて西クリニック院長	エンドウ カズオ 遠藤 一夫
4	子どもの保護者	長久手市子ども会連絡協議会	長久手市子ども会連絡協議会会長	カワモト タツヤ 川本 達也
5	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	長久手市内幼稚園	学校法人吉田学園自然幼稚園主任	カンベ 神部 めぐみ
6	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	社会福祉法人長久手市社会福祉協議会	長久手市社会福祉協議会会長	キタ カズノリ 喜多 一憲
7	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	長久手市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	スズキ タエコ 鈴木 多恵子
8	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	子育て支援ネット長久手	子育て支援ネット長久手会長	タバタ カネコ 田端 香代子
9	公募による市民	—	公募委員	ツルミ ハツミ 鶴見 初美
10	福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	愛知県瀬戸保健所	愛知県瀬戸保健所健康支援課課長補佐	ハラグチ ヒロミ 原口 浩美
11	公募による市民	—	公募委員	ヒエダ コ 稗田 ひろ子
12	子どもの保護者	長久手市小中学校PTA連絡協議会	長久手市立東小学校PTA会長	ヒオキ カツノリ 日置 桂敬
13	子どもの保護者	長久手市立保育園保護者会連絡協議会	長久手市立色金保育園保護者会会長	ホンマツ 本松 あゆみ
14	公募による市民	—	公募委員	モリカワ ヨシコ 森川 佳子
15	学識を有する者	愛知県立大学	愛知県立大学教育福祉学部教授	ヤマモト リエ 山本 理絵

* 50音順、敬称略

座席表

第7・8会議室

入口

廊下

入口

		愛知県立大学教育福祉学部 教授 山本 理絵			
学校法人愛知医科大学 人事・厚生室 室長 安藤 功臣				子育て支援ネット長久手 会長 田端 香代子	
長久手市立西小学校 校長 鶴飼 洋一				公募委員 鶴見 初美	
長久手市子ども会連絡協議会 会長 川本達也				愛知県瀬戸保健所健康支援課 課長補佐 原口 浩美	
学校法人吉田学園自然幼稚園 主任 神部 めぐみ				公募委員 稗田 ひろ子	
長久手市社会福祉協議会 会長 喜多 一憲				長久手市立東小学校PTA 会長 日置 桂敬	
長久手市民生委員児童委員協議会 会主任児童委員 鈴木 多恵子				公募委員 森川 佳子	
		事務局	事務局		
		事務局	事務局		

* 51音順、敬称略

長久手市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、長久手市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第77条第1項に掲げる事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員

が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(次項及び第3項において「会議」という。)

は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(長久手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 長久手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年長久手村条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

「長久手市子ども・子育て会議」の役割について

国の法律で定められた「長久手市子ども・子育て会議」の役割（所掌事務）は次のとおりです。

「子ども・子育て支援法」に定める事務【第77条第1項各号】

- 1 「子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更に際して意見を述べること。
【法第77条第1項第3号】

→ 計画と実態とが大きく乖離した場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。本年度見直し予定

- 2 長久手市の子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項、施策の実施状況について調査審議すること【法第77条第1項第4号】

→ 長久手市の子ども・子育て支援施策の実施状況の確認などを通じて、計画の管理・評価を行います。

- 3 特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）及び特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の利用定員の設定に関して意見を述べること【法第77条第1項第1号、第2号】

→ 各施設・事業の利用定員を新たに設定する場合にご意見をいただきます。

その他必要に応じて、長久手市の子ども・子育て支援に関するご意見等をいただきます。

○ 子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）（抜粋）

（市町村等の責務）

第 3 条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

(2) 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

（定義）

第 6 条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第 7 条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

（特定教育・保育施設の確認）

第 31 条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（[国立大学法人法](#)（平成十五年法律第百十二号）[第二条第一項](#)に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

(1) 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

- (3) 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(特定地域型保育事業者の確認)

第43条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあつては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号 ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号 ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - (2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項 に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条 に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項 の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)

その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり
2 施策の柱	施策の柱1 教育・保育サービスの充実
3 基本施策	基本施策(1) 教育・保育サービスの量的拡充
4 事業No.	1
5 事業名	保育所の改築
6 事業内容	長湫北保育園、上郷保育園、長湫東保育園について順次改築を進めます。 改築にあたっては、将来にわたるニーズに見合った規模とし、3歳未満児の待機児童の解消に向けて保育の量的拡大を目指します。
7 担当課（係）	子育て支援課（施設係）
8 平成29年度 事業評価	—
9 平成29年度の 実施状況 （平成29年9月30日現在） （評価の基準となる 数値等をなるべく 具体的に記入）	平成29年度で上郷保育園等改築基本構想を策定し、保育の必要量を見込み、 保育園の規模を確定した上で、実施設計、建設工事を行っています。
10 事業方針	—
11 今後の方針	上郷保育園等改築工事において、平成30年度に基本・実施設計の策定を行い、 平成31年度から建設工事を行います。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり
2 施策の柱	施策の柱1 教育・保育サービスの充実
3 基本施策	基本施策(1) 教育・保育サービスの量的拡充
4 事業No.	2
5 事業名	地域型保育事業の推進
6 事業内容	本市において課題になっている3歳未満児の待機児童の解消に向けて、地域型保育事業の推進を図ります。
7 担当課（係）	子育て支援課（保育係）
8 平成29年度 事業評価	—
9 平成29年度の 実施状況 （平成29年9月30日現在） （評価の基準となる 数値等をなるべく具 体的に記入）	平成29年3月に小規模保育事業1施設を認可し、4月1日に開設しました。 これにより3号認定こどもの受け入れ人数を19人拡充しました。
10 事業方針	—
11 今後の方針	今年度を実施した将来人口推計の結果から、就学前児童の人数から保育の必要量を見込み、平成30年～31年の保育の提供量について、確保策の検討と計画の見直しを行いました。 これに基づき、3号認定こどもの受け入れ人数を拡充するため、平成30年度中に小規模保育事業の整備を進め、平成31年4月に新たに2園を新設します。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標 1 教育・保育環境が充実したまちづくり
2 施策の柱	施策の柱 1 教育・保育サービスの充実
3 基本施策	基本施策(3) 教育・保育サービス利用者等の負担軽減
4 事業No.	14
5 事業名	認可外保育施設利用者への支援
6 事業内容	認可保育所以外の保育施設へ通所する0歳児から2歳児までの児童の保護者に対して助成金を支給します。
7 担当課（係）	子育て支援課（保育係）
8 平成29年度事業評価	—
9 平成29年度の実施状況 （平成29年9月30日現在） （評価の基準となる数値等をなるべく具体的に記入）	平成28年度から「認可外保育施設通所助成金」と名称を改め、従来の助成額を「基本額」とし、認可施設に通所した場合の保育料との差額に応じた額を「加算額」として上乗せするよう、制度の拡充を図りました。 平成29年度は申請書を審査中です。 （平成28年度は47人に対して、2,569,660円を支給）
10 事業方針	—
11 今後の方針	同様に実施予定です。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり
2 施策の柱	施策の柱1 教育・保育サービスの充実
3 基本施策	基本施策(4) 放課後の子どもの居場所づくり
4 事業No.	17
5 事業名	放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）
6 事業内容	<p>就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供します。現在、市が運営する児童クラブ（6カ所）と父母会が運営する学童保育所（3箇所）があり、平成27年度からは小学生全学年を対象として実施します。</p> <p>運営については保護者ニーズの多様化に伴い、開所時間の見直し等について検討を行います。</p>
7 担当課（係）	子育て支援課（子ども未来係）
8 平成29年度事業評価	—
9 平成29年度の実施状況 （平成29年9月30日現在） （評価の基準となる数値等をなるべく具体的に記入）	<p>市が運営する児童クラブ（6カ所：長久手、下山、長久手南、長久手西、東、市が洞）と父母会が運営する学童保育所（4箇所：長久手、長久手北、長久手長南、市が洞）で開設しています。</p> <p>また、平成28年4月より東小学校内で、東児童クラブが開始し、放課後子ども教室との一体型を市内で最初に開始しました。</p>
10 事業方針	—
11 今後の方針	<p>南小学校1階で実施している放課後子ども教室及び南児童館で実施している放課後児童クラブについて、小学校の空きスペースを活用して両事業を運営するための新たな建物を建設し、平成30年度中に一体型として整備するため、設計業務を進めています。</p> <p>また、北小学校においても、校舎増築に合わせて、南小学校と同様に小学校内の空きスペースを活用して、両事業を運営するための新たな建物を平成30年度中に整備する事務を進めています。</p>

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり
2 施策の柱	施策の柱1 教育・保育サービスの充実
3 基本施策	基本施策(4) 放課後の子どもの居場所づくり
4 事業No.	18
5 事業名	放課後子ども教室の拡充
6 事業内容	<p>放課後等に小学校の教室を活用し、小学生が安心・安全に集える居場所として様々な体験・自主学習・交流活動を行います。</p> <p>今後、東小学校の増築に合わせて新たに開室し、事業の拡充を図ります。</p> <p>さらに、共働きの家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、すべての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるため、「放課後子ども総合プラン」を推進します。</p> <p>本市においては、平成31年度を目標に全小学校区（6カ所）で開室、うち半数について一体型の実施を目指します。</p>
7 担当課（係）	子育て支援課（子ども未来係）
8 平成29年度事業評価	—
9 平成29年度の実施状況 （平成29年9月30日現在） （評価の基準となる数値等をなるべく具体的に記入）	<p>西小学校、南小学校、東小学校の3校で放課後子ども教室を開設しています。</p> <p>なお、東小学放課後子ども教室は、市内初の東児童クラブとの一体型を実現しています。</p> <p>平成29年9月末現在で、参加決定人数は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西小学校81人 ・南小学校64人 ・東小学校60人
10 事業方針	—
11 今後の方針	<p>平成28年4月より東小学校内で、東児童クラブが開始し、放課後子ども教室との一体型を開始しました。</p> <p>引き続き、平成31年度を目標に全小学校区（6カ所）で開室、うち半数について一体型の実施を目指します。</p>

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり
2 施策の柱	施策の柱1 教育・保育サービスの充実
3 基本施策	基本施策(4) 放課後の子どもの居場所づくり
4 事業No.	19
5 事業名	児童館の整備
6 事業内容	長湫北保育園跡地に児童館を併設し、現在の下山児童館から児童館機能を移設します。なお、地域住民・住民団体・市職員等が気軽に集まり、語り、地域のための様々な取り組みを行うための拠点となる地域共生ステーションを併設した建物とします。
7 担当課（係）	子育て支援課（子ども未来係）
8 平成29年度事業評価	—
9 平成29年度の実施状況 （平成29年6月30日現在） （評価の基準となる数値等をなるべく具体的に記入）	児童館部分に必要な機能や面積を検討しています。同時に、敷地の境界を確定するために、関係機関との調整を進めています。 また、北のステーション部会、子育て支援課、たつせがある課と平成28年5月から9回定例会（2回目：平成28年9月、3回目：平成28年11月、4回目：平成28年1月、5回目：平成29年3月、6回目：平成29年5月、7回目：平成29年7月、8回目：平成29年8月、9回目：平成29年9月）を開催し、情報共有を行っています。
10 事業方針	—
11 今後の方針	地域共生ステーションとの複合施設となる建物の平成31年中の開設に向け、地域住民とのワークショップを実施し、基本設計・実施設計を行います。同時に、平成30年度中に旧長湫北保育園の園舎を解体します。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり
2 施策の柱	施策の柱1 教育・保育サービスの充実
3 基本施策	基本施策(4) 放課後の子どもの居場所づくり
4 事業No.	20
5 事業名	児童館事業
6 事業内容	<p>子どもに健全な遊び場を提供し、その健康増進及び情操を豊かにするために、工作、各種大会、幼児教室、料理教室等の毎月の行事のほか、遠足、人形劇公演、陶芸教室等の事業を始めとして、地域の人材を活用した児童館事業の実施を進めていきます。併せて、児童館に対する保護者ニーズを把握して開館時間の延長等について検討を行います。</p>
7 担当課（係）	子育て支援課（子ども未来係）
8 平成29年度事業評価	—
9 平成29年度の実施状況 （平成29年6月30日現在） （評価の基準となる数値等をなるべく具体的に記入）	<p>平成29年9月までに、工作（毎月開催、夏休みはオリジナル工作を各館で実施）、大会（毎月開催、夏休みはオリジナル大会を各館で実施）、幼児教室（6児童館で合計48回開催、延べ2,322人の親子が参加）、料理教室（4回開催、延べ56人参加）等の行事のほか、陶芸教室（36人参加）ネイチャー探検隊（4回開催、延べ47人参加）を実施しました。</p> <p>また、平成29年5月20日に開催した児童館まつりでは、市が洞児童館が新たに会場として加わり、計4会場で1,888人の参加がありました。</p>
10 事業方針	—
11 今後の方針	<p>地域の人材を活用した「児童館おたすけたい」の活動を広めるとともに、子どもに健全な遊び場を提供し、その健康増進及び情操を豊かにするために、各児童館行事を引き続き実施します。</p>

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり
2 施策の柱	施策の柱2 教育・保育環境が充実したまちづくり
3 基本施策	基本施策(1) 多様な子育て支援サービスの充実
4 事業No.	24
5 事業名	休日保育の実施
6 事業内容	就労の多様化にともない、働きながら子育てをしている保護者のニーズに対応するため、平成30年度から民間保育所1園で休日保育を実施します。
7 担当課（係）	子育て支援課（保育係）
8 平成29年度 事業評価	—
9 平成29年度の 実施状況 （平成29年9月30日現在） （評価の基準となる 数値等をなるべく 具体的に記入）	民間保育所の事業者に対して、事業実施について打診しました。 また、平成30年度予算計上のため、施設型給付費（委託費）の休日保育加算にかかる試算や事業の実施のため必要となる人件費に対する補助金を検討しました。
10 事業方針	—
11 今後の方針	現時点でアスクはなみずき保育園での実施に向けて、実施開始日、手続の流れなどを事業者と調整中です。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり																		
2 施策の柱	施策の柱2 多様な子育て支援サービスの充実																		
3 基本施策	基本施策(1) 選択肢を増やす多様なサービスの充実																		
4 事業No.	26																		
5 事業名	出産祝い事業																		
6 事業内容	<p>交流都市宣言をしている南木曽町との地域間交流事業として、木曽の木材を利用した出産祝い品を配布します。</p> <p>南木曽町は、木曽川上流の水源として愛知用水通水以来、本市と水を通じた交流を続けています。木曽の山々の木の温もりに触れて育つことで、木曽川の恵みに対する感謝の気持ちや自然を大切にする心を育てます。</p>																		
7 担当課（係）	子育て支援課（子ども家庭係）																		
8 平成29年度事業評価	—																		
9 平成29年度の実施状況 （平成29年6月30日現在） （評価の基準となる数値等をなるべく具体的に記入）	<p>平成27年4月1日以降に出生した全ての児童を対象とし、本年度は、平成29年9月末時点で、計311件の申込を受理しました。内訳は以下のとおりです。</p> <table> <tr> <td>積み木セット</td> <td>：</td> <td>85件</td> </tr> <tr> <td>お椀セット</td> <td>：</td> <td>43件</td> </tr> <tr> <td>椅子（おもちゃ箱）</td> <td>：</td> <td>84件</td> </tr> <tr> <td>パズル</td> <td>：</td> <td>44件</td> </tr> <tr> <td>置き時計（フォトフレーム）</td> <td>：</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td>木づち とんとん</td> <td>：</td> <td>33件</td> </tr> </table>	積み木セット	：	85件	お椀セット	：	43件	椅子（おもちゃ箱）	：	84件	パズル	：	44件	置き時計（フォトフレーム）	：	22件	木づち とんとん	：	33件
積み木セット	：	85件																	
お椀セット	：	43件																	
椅子（おもちゃ箱）	：	84件																	
パズル	：	44件																	
置き時計（フォトフレーム）	：	22件																	
木づち とんとん	：	33件																	
10 事業方針	—																		
11 今後の方針	同様に実施予定です。																		

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり														
2 施策の柱	施策の柱2 多様な子育て支援サービスの充実														
3 基本施策	基本施策(1) 選択肢を増やす多様なサービスの充実														
4 事業No.	29														
5 事業名	地域子育て支援拠点事業														
6 事業内容	<p>地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報提供のほか、育児講座や保護者同士の交流の場の提供を行います。</p>														
7 担当課（係）	子育て支援課（子ども家庭係）														
8 平成29年度事業評価	—														
9 平成29年度の実施状況 （平成29年9月30日現在） （評価の基準となる数値等をなるべく具体的に記入）	<p>平成29年9月末での子育て支援センターへの入館者数は10,784人です。 また事業としては平成29年9月末までに、親子で遊ぼう教室を1回（3日間で1講座）、リズム遊びびよんびよんを8回、みんなあつまれ!!遊びのひろばを3回、育児講座を3回実施しました。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>○親子で遊ぼう教室</td> <td style="text-align: right;">84人</td> </tr> <tr> <td>○リズム遊びびよんびよん</td> <td style="text-align: right;">418人</td> </tr> <tr> <td>○みんなあつまれ!!遊びのひろば</td> <td style="text-align: right;">64人</td> </tr> <tr> <td>○育児講座</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 「子どものほめ方、しかり方」</td> <td style="text-align: right;">17人</td> </tr> <tr> <td> 「お父さんと一緒に遊ぼう」</td> <td style="text-align: right;">38人</td> </tr> <tr> <td> 「子どもの心身の健康と食生活～おいしい朝ごはん、しっかり食べて元気でご機嫌な1日に!～」</td> <td style="text-align: right;">16人</td> </tr> </table>	○親子で遊ぼう教室	84人	○リズム遊びびよんびよん	418人	○みんなあつまれ!!遊びのひろば	64人	○育児講座		「子どものほめ方、しかり方」	17人	「お父さんと一緒に遊ぼう」	38人	「子どもの心身の健康と食生活～おいしい朝ごはん、しっかり食べて元気でご機嫌な1日に!～」	16人
○親子で遊ぼう教室	84人														
○リズム遊びびよんびよん	418人														
○みんなあつまれ!!遊びのひろば	64人														
○育児講座															
「子どものほめ方、しかり方」	17人														
「お父さんと一緒に遊ぼう」	38人														
「子どもの心身の健康と食生活～おいしい朝ごはん、しっかり食べて元気でご機嫌な1日に!～」	16人														
10 事業方針	—														
11 今後の方針	<p>子育て支援センターには、年間2万人以上の来館者があり、乳幼児のいる親子が安心して過ごすことができ、保護者同士の交流の場にもなっています。 また、子育て支援センターが主催の育児講座や親子遊び教室にも年間を通して参加者が集まっています。参加者の要望や意見を次年度の事業計画に生かしています。</p>														

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり
2 施策の柱	施策の柱2 すべての家庭・児童への支援体制の充実
3 基本施策	基本施策(1) 障がいのある児童とその家族への支援の充実
4 事業No.	37
5 事業名	障がいのある児童を対象した相談支援事業の強化
6 事業内容	障がい者相談支援センターに、新たに障がいのある児童専門の相談支援員を配置することで、相談支援事業の強化を図ります。
7 担当課（係）	子育て支援課（子ども家庭係）
8 平成29年度 事業評価	—
9 平成29年度の 実施状況 （平成29年9月3 0日現在） （評価の基準とな る数値等をなるべく 具体的に記入）	障がいのある児童に対する支援の充実を図るため、平成27年度から新たに相談支援員を配置しました。平成29年9月末までの相談件数は、延べ396件です。
10 事業方針	—
11 今後の方針	相談件数の増加に対応するため、次年度に向けて相談支援員の増員要求を検討します。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり
2 施策の柱	施策の柱2 すべての家庭・児童への支援体制の充実
3 基本施策	基本施策(1) 障がいのある児童とその家族への支援の充実
4 事業No.	39
5 事業名	児童発達支援センターの整備
6 事業内容	就学前児童への療育プログラムである児童発達支援を行うため、児童発達支援センターを整備し、障がいのある同が身近な地域で安心して療育を受けることができる体制を構築します。
7 担当課（係）	子育て支援課（子ども家庭係）
8 平成29年度事業評価	—
9 平成29年度の実施状況 （平成29年9月30日現在） （評価の基準となる数値等をなるべく具体的に記入）	平成29年9月末までに、障がい者自立支援協議会児童教育支援部会を1回開催しました。その中で、これまでの療育支援体制の検討の結果について取りまとめたものを「長久手市障がい者自立支援協議会児童教育支援部会報告」として報告しました。
10 事業方針	—
11 今後の方針	児童発達支援センターの整備に関して、関係機関からの率直な意見を集約することを目的に、障がい者自立支援協議会児童教育支援部会の下に児童発達支援センター設置に係る作業部会を設置し、そこで、センターが担う役割、各分野との連携等について検討を行っていきます。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり
2 施策の柱	施策の柱2 すべての家庭・児童への支援体制の充実
3 基本施策	基本施策(2) 児童虐待防止対策の推進
4 事業No.	43
5 事業名	要保護児童等に対する支援体制の強化
6 事業内容	要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携し、要保護児童等に対する支援を行います。支援に関わる職員の専門性の強化、職員体制の充実等による体制の強化を図ります。
7 担当課（係）	子育て支援課（子ども家庭係）
8 平成29年度事業評価	—
9 平成29年度の実施状況 （平成29年9月30日現在） （評価の基準となる数値等をなるべく具体的に記入）	平成27年4月から家庭児童相談室に社会福祉士を配置することで、職員体制の充実を図っています。平成29年9月までに、要保護児童対策地域協議会実務者会議を4回、ケース会議を5回開催しました。 9月末現在の通告受付件数は8件、 ケース管理件数は、要保護児童、要支援児童、特定妊婦を合わせて53件です。 要保護児童 19件 要支援児童 33件 特定妊婦 1件
10 事業方針	—
11 今後の方針	要保護児童支援に係る関係者が、情報を共有し、支援体制について協議を行っています。 平成29年4月の児童福祉法改正により、市町村が設置する要保護児童対策の調整機関に専門職の配置や、児相から市への事案送致が定められたことなど、さらなる機能強化が求められているため、これらに対応した体制整備をしていきます。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり
2 施策の柱	施策の柱2 すべての家庭・児童への支援体制の充実
3 基本施策	基本施策(2) 児童虐待防止対策の推進
4 事業No.	44
5 事業名	児童虐待の発生予防・防止対策の強化
6 事業内容	<p>家庭児童相談や母子保健事業等の相談体制を充実することで、育児不安の解消を図ります。地域子育て支援拠点事業では保護者同士の交流の場を提供し、保護者の子育てにおける孤立化を予防します。</p> <p>また、広報紙・ホームページ等で児童虐待防止についての啓発を行い、相談や通告場所の周知を行うことで、市民の問題意識を高め、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図ります。</p>
7 担当課（係）	子育て支援課（子ども家庭係）
8 平成29年度事業評価	—
9 平成29年度の実施状況 （平成29年9月30日現在） （評価の基準となる数値等をなるべく具体的に記入）	<p>平成29年9月末現在、家庭児童相談134件、子育て支援センター入館者数は10,784人でした。</p> <p>また、児童虐待防止に関する啓発を市民まつり、ホームページへの記事掲載、リーフレット配布等により行っていきます。</p>
10 事業方針	—
11 今後の方針	<p>家庭児童相談室の相談件数は毎年250件前後あり、相談内容も複雑化しています。一つのケースに関わる時間数も多くなっています。</p> <p>対応にあたる職員が常に相談体制を整えておけるよう業務の見直しなどを含め検討します。</p>

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり
2 施策の柱	施策の柱2 すべての家庭・児童への支援体制の充実
3 基本施策	基本施策(3) ひとり親家庭への支援の充実
4 事業No.	46
5 事業名	母子・父子自立支援員
6 事業内容	母子・父子家庭や寡婦の方の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を自立支援員が行います。
7 担当課（係）	子育て支援課（子ども未来係）
8 平成29年度事業評価	—
9 平成29年度の実施状況 （平成29年9月30日現在） （評価の基準となる数値等をなるべく具体的に記入）	母子・父子家庭や寡婦の方の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を自立支援員が行います。 平成29年9月末の実績は、相談件数34件です。
10 事業方針	—
11 今後の方針	今後も、母子・父子家庭や寡婦の方の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を母子・父子自立支援員が行います。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり
2 施策の柱	施策の柱2 すべての家庭・児童への支援体制の充実
3 基本施策	基本施策(3) ひとり親家庭への支援の充実
4 事業No.	53
5 事業名	子どもの生活・学習支援
6 事業内容	ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や生活相談、生活習慣の取得を目的とした、子どもの生活・学習支援事業を実施します。
7 担当課（係）	子育て支援課（子ども未来係）
8 平成29年度 事業評価	—
9 平成29年度 の実施状況 （平成29年9月 30日現在） （評価の基準とな る数値等をなるべく 具体的に記入）	小学生対象の学習支援について、平成29年度は、6月～7月実施分として、市内1箇所で開催した全9回の学習支援に対し、延べ86人の児童が参加しました。 そして、夏休み実施分として、市内3箇所で開催した全14回の学習支援に対し、延べ122人の児童が参加しました。 夏休み以降は、9月から10月実施分として事業を継続中です。
10 事業方針	—
11 今後の方針	今年度の残りの期間については、11月から3月分として事業を継続実施します。次年度以降については、今年度の事業結果を元に開催場所・日数等を検討し、通年事業として事業を実施します。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり
2 施策の柱	施策の柱3 子育て情報の提供と相談体制の充実
3 基本施策	基本施策(1) 利用者支援体制の充実
4 事業No.	54
5 事業名	利用者支援事業
6 事業内容	<p>子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。</p>
7 担当課（係）	子育て支援課（保育係）・健康推進課
8 平成29年度 事業評価	—
9 平成29年度の 実施状況 （平成29年9月30日現在） （評価の基準となる 数値等をなるべく具 体的に記入）	<p>平成28年8月から子育て支援課窓口にて『子育てコンシェルジュ』として利用者支援員を配置し、ニーズに合わせた相談業務を行っています。 【4月～9月までの相談】 方法別：来庁73件、電話142件、メール3件、園開放・幼児教室など105件 内容別：保育所利用260件、幼稚園18件、一時保育61件、その他（病児保育・園開放等）33件</p> <p>母子保健型は「母子保健コーディネーター」を配置し、妊娠期からの切れ目ない支援充実をはかりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出書アンケートのスクリーニング 368件 ・個別支援プランの作成 6件 ・継続支援ケースへの訪問や面接 18件 ・地域保健活動（まちの保健師等） 10件 ・随時個別相談 3件 ・関係機関との連携会議 14件
10 事業方針	—
11 今後の方針	<p>同様に実施予定です。 今後も積極的なアウトリーチを行っていきます。</p>

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちづくり
2 施策の柱	施策の柱1 ライフステージに応じた適切な支援の推進
3 基本施策	基本施策(1) 妊娠から産後の育児までの継続した支援体制の整備
4 事業No.	61
5 事業名	産前・産後サポート事業
6 事業内容	産前及び産後の母体の体調管理を行い、心身共に安心・安全に自信をもって家族全体で育児に取り組めるよう、産前・産後ケアに取り組みます。 産前・産後のヘルパー派遣や産後ショートステイ等の支援事業の展開を検討し、整備していきます。
7 担当課（係）	健康推進課（母子保健係）
8 平成29年度事業評価	—
9 平成29年度の実施状況 （平成29年9月30日現在） （評価の基準となる数値等をなるべく具体的に記入）	【産前・産後ヘルパー派遣事業】 ・登録人数 25人 ・利用人数（実数） 8人 ・総利用時間（延数） 62時間 【産後ケア事業訪問型】 ・登録人数 1人 ・利用人数（実数） 1人 ・利用回数（延数） 1回
10 事業方針	—
11 今後の方針	希望する方が利用しやすいよう事務手続を改善します。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標4 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり
2 施策の柱	施策の柱1 身近な地域で支え合う子育て支援の推進
3 基本施策	基本施策(1) 身近な地域で支え合う子育て支援の推進
4 事業No.	70
5 事業名	保育所における地域交流事業「高齢者による見守りボランティア」の実施
6 事業内容	<p>地域の高齢者による保育活動の補助や保育所の環境整備のお手伝い等、今まで人生の中で培われたノウハウを活かして様々な活動のお手伝いをいただき、多世代交流を図るとともに身近な地域で子育てを支え合う環境づくりを推進します。</p>
7 担当課（係）	子育て支援課（保育係）
8 平成29年度事業評価	—
9 平成29年度の実施状況 （平成29年9月30日現在） （評価の基準となる数値等をなるべく具体的に記入）	<p>「保育園おたすけたい」として公立7園で実施しました。経験や技術を生かして様々な活動に参加することで、保育園活動を支えています。 登録者数は62人で、4月から9月までの活動回数のはのべ173回です。 （平成28年度実績はのべ509回活動でした。）</p>
10 事業方針	—
11 今後の方針	同様に実施予定です。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業（抜粋）

1 基本目標	基本目標4 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり
2 施策の柱	施策の柱1 身近な地域で支え合う子育て支援の推進
3 基本施策	基本施策(1) 身近な地域で支え合う子育て支援の推進
4 事業No.	73
5 事業名	地域福祉ポイント制度等との連携
6 事業内容	高齢者による見守りボランティア及び児童館でのボランティア活動について、地域福祉ポイント制度との連携を始めとした市民参加の仕組みを検討します。 市民全体が助け合い、福祉の向上に携わることができる地域社会づくりを推進します。
7 担当課（係）	子育て支援課（保育係・子ども未来係・子ども家庭係）
8 平成29年度事業評価	—
9 平成29年度の実施状況 （平成29年9月30日現在） （評価の基準となる数値等をなるべく具体的に記入）	保育園おたすけたい、すぎのこ教室のボランティア、児童館運営ボランティア、放課後子ども教室体験プログラム運営ボランティアについて、ながくて地域スマイルポイント事業と連携しました。
10 事業方針	—
11 今後の方針	同様に実施予定です。

■ 基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり

○ 施策の柱1 教育・保育サービスの充実

【基本施策(1) 教育・保育サービスの量的拡充】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P54~55	1	保育所の改築	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったらいきいていけない人は全力で守る。	上郷保育園、長湫東保育園について順次改築を進めます。 改築にあたっては、将来にわたるニーズに見合った規模とし、3歳未満児の待機児童の解消に向けて保育の量的拡大を目指します。	子育て支援課 (施設係)	—	平成29年度で上郷保育園等改築基本構想を策定し、保育の必要量を見込み、保育園の規模を確定した上で、基本・実施設計、建設工事を行っていきます。	—	上郷保育園等改築工事において、平成30年度に基本・実施設計の策定を行い、平成31年度から建設工事を行っていきます。
	2	地域型保育事業の推進	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る。	本市において課題になっている3歳未満児の待機児童の解消に向けて、地域型保育事業の推進を図ります。	子育て支援課 (保育係)	—	平成29年3月に小規模保育事業1施設を認可し、4月1日に開設しました。これにより3号認定こどもの受け入れ人数を19人拡充しました。	—	今年度を実施した将来人口推計の結果から、就学前児童の人数から保育の必要量を見込み、平成30年~31年の保育の提供量について、確保策の検討と計画の見直しを行いました。 これに基づき、3号認定こどもの受け入れ人数を拡充するため、平成30年度中に小規模保育事業の整備を進め、平成31年4月に新たに2園を新設します。
	3	認定こども園	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	幼稚園と保育所の良さ伴わせ持つ認定こども園への移行の検討を行います。 既存施設からの移行については、職員配置等についての課題も想定されることから、事業者の意向を踏まえた上で、移行を推進します。	子育て支援課 (保育係)	—	意向調査を実施しましたが、移行の希望はありませんでした。	—	既存施設に対し、引き続き意向調査を実施し、認定こども園への移行を支援します。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業 進捗状況調査票

■ 基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり

○ 施策の柱1 教育・保育サービスの充実

【基本施策(2) 教育・保育サービスの質の向上】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P55~56	4	幼稚園運営に対する補助	総合計画3人がいきいきとつながるまち	市内の私立幼稚園に対して運営費を補助することで、幼稚園事業の助長と促進を図ります。	子育て支援課(保育係)	—	私立幼稚園3園に対し、年額6,000円×561人=3,366,000円の補助を行いました。 平成28年度:573人分 3,438,000円	—	今年度も同様な助成を行うことで、幼稚園事業の助成と促進を図ります。
	5	保育士研修への参加	総合計画3人がいきいきとつながるまち	保育の質の向上を図るため、愛知県等が実施する研修等に参加し、また本市独自でも市内保育所の保育士が参加可能な研修を開催して保育士の質の向上に努めます。	子育て支援課(保育係)	—	本市主催の研修を7回実施しました。 また、団体等が実施する17の研修に参加することで、保育士の技能・保育の質の向上を図りました。	—	市主催の研修を計画的に実施していくと同時に、団体等が実施する研修に積極的に参加していきます。
	6	1歳児保育事業	総合計画3人がいきいきとつながるまち	保育士1人が保育する1歳児の人数について、国基準(1歳児6人に対し保育士1人)に対して独自の基準(1歳児4人に対し保育士1人)を設け、児童の処遇向上を図ります。	子育て支援課(保育係)	—	市内認可保育園(民間4、公立7)は全て1歳児4人に対して保育士1人の配置としています。	—	同様に実施予定
	7	保育所の自園調理の拡大	総合計画3人がいきいきとつながるまち	平成26年4月に開園した市が洞保育園及び民間保育所3園で自園調理を行っています。自園調理は子どもたちの五感を豊かにし、心身の成長につながります。 今後、保育所の改築に合わせ、自園調理の拡大について検討を行います。	子育て支援課(保育係)	—	民間保育所4園と市が洞保育園で自園調理を実施しています。	—	長湫北保育園に設置した調理スペースの利用については、改修費用・自園調理開始の時期などの検討をしていきます。 今後、移転を予定している上郷保育園については、将来的に自園調理に対応できる設備を整えるように検討していきます。
	8	保育所での米、野菜づくり	総合計画3人がいきいきとつながるまち	保育所で、地域の方々の手をお借りしながら、子どもたちと一緒に米や季節の野菜を育て、食することで、米や野菜の生長や収穫の喜び、食のありがたみを体験します。	子育て支援課(保育係)	—	公立保育園のすべてにおいて、敷地内の菜園で野菜を育てており、また3歳児以上の園児が市内の農園での芋ほり体験をしています。 また、5歳児が市内の田んぼで田植え、稲刈り、脱穀の作業を体験しました。	—	同様に実施予定
	9	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	総合計画3人がいきいきとつながるまち	保育の受皿を拡大するため、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営について相談・助言等のサポートを行います。	子育て支援課(保育係)	—	事業者から相談があった場合に、相談に応じています。	—	公募により広く事業者を募ることで、民間の力を活用し、小規模保育事業を平成31年4月に2園新設する予定です。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業 進捗状況調査票

■ 基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり

○ 施策の柱1 教育・保育サービスの充実

【基本施策(3) 教育・保育サービス利用者等の負担軽減】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P56	10	児童クラブ利用料の軽減	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	生活保護受給家庭や低所得家庭の活動費を軽減する制度を新たに設けます。	子育て支援課 (子ども未来係)	—	児童クラブでは、次のいずれかに該当するときに活動費を減免しています。 (1) 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯…全額免除 (2) 前年度分市町村民税非課税かつ児童扶養手当の受給資格者世帯…半額免除	—	引き続き、生活保護受給家庭や低所得家庭の児童クラブ活動費を軽減します。
	11	私立幼稚園就園奨励費補助金の支給	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	保護者の負担軽減のため、市内の児童が通う私立幼稚園に補助を行います。	子育て支援課 (保育係)	—	平成29年度は各幼稚園からの申請を受付、現在、審査中です。 平成28年度は932人に対し、126,746,900円を交付しました。	—	同様に実施予定
	12	私立幼稚園通園助成金の支給	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	幼稚園教育の一層の充実と保護者の負担軽減を図ることを目的に、市内の私立幼稚園に通う児童の通園費の助成を行います。	子育て支援課 (保育係)	—	平成29年度は各幼稚園からの申請を受付、現在、審査中です。 平成28年度は158人に対し、1,854,000円を交付しました。	—	同様に実施予定
	13	保育料の軽減	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	愛知県の補助事業に基づく第三子保育料無料化事業を継続し、保育料を軽減します。	子育て支援課 (保育係)	—	19人に対し、1,629,000円を軽減しました。 (平成28年度は14人に対して、1,683,000円を軽減)	—	同様に実施予定
	14	認可外保育施設利用者への支援	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	認可保育所以外の保育施設へ通所する0歳児から2歳児までの児童の保護者に対して助成金を支給します。	子育て支援課 (保育係)	—	平成28年度から「認可外保育施設通所助成金」と名称を改め、従来の助成額を「基本額」とし、認可施設に通所した場合の保育料との差額に応じた額を「加算額」として上乗せするよう、制度の拡充を図りました。平成29年度は申請書を審査中です。 (平成28年度は47人に対して、2,569,660円を支給)	—	同様に実施予定
15	実費徴収に係る補足給付を行う事業	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	世帯の所得状況等を勘案して、市が定める基準に基づき特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部または一部を助成する事業の実施に向けて検討を行います。	子育て支援課 (保育係)	—	保育料に上乗せした費用負担ではなく、保護者の所得に応じた保育料を算定し、特に低所得者層においては、国が定める基準より軽減を行うことで世帯の所得状況に配慮しています。	—	現行どおり、保育料での負担軽減を続けていきます。必要物品、行事参加への費用など保育料に上乗せした費用負担については、今後の動向を注視していきます。	

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業 進捗状況調査票

■ 基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり

○ 施策の柱1 教育・保育サービスの充実

【基本施策(4) 放課後の子どもの居場所づくり】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P57	16	放課後児童健全育成施設の整備	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	市が洞小学校区に学童保育所を新設します。	子育て支援課 (子ども未来係)	—	市が洞学童保育所について、平成27年11月末で工事が完了し、12月から本格稼働しています。	—	事業完了
	17	放課後児童健全育成事業 (児童クラブ・学童保育所)	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供します。現在、市が運営する児童クラブ(6カ所)と父母会が運営する学童保育所(3箇所)があり、平成27年度からは小学生全学年を対象として実施します。 運営については保護者ニーズの多様化に伴い、開所時間の見直し等について検討を行います。	子育て支援課 (子ども未来係)	—	市が運営する児童クラブ(6カ所:長久手、下山、長久手南、長久手西、東、市が洞)と父母会が運営する学童保育所(4箇所:長久手、長久手北、長久手長南、市が洞)で開設しています。 また、平成28年4月より東小学校内で、東児童クラブが開始し、放課後子ども教室との一体型を市内で最初に開始しました。	—	南小学校1階で実施している放課後子ども教室及び南児童館で実施している放課後児童クラブについて、小学校の空きスペースを活用して両事業を運営するための新たな建物を建設し、平成30年度中に一体型として整備するため、設計業務を進めています。 また、北小学校においても、校舎増築に合わせて、南小学校と同様に小学校内の空きスペースを活用して、両事業を運営するための新たな建物を平成30年度中に整備する事務を進めています。
	18	放課後子ども教室の拡充	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	放課後等に小学校の教室を活用し、小学生が安心・安全に集える居場所として様々な体験・自主学習・交流活動を行います。 今後、東小学校の増築に合わせて新たに開室し、事業の拡充を図ります。 さらに、共働きの家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、すべての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるため、「放課後子ども総合プラン」を推進します。本市においては、平成31年度を目標に全小学校区(6カ所)で開室、うち半数について一体型の実施を目指します。	子育て支援課 (子ども未来係)	—	西小学校、南小学校、東小学校の3校で放課後子ども教室を開設しています。なお、東小学放課後子ども教室は、市内初の東児童クラブとの一体型を実現しています。 平成29年9月末現在で、参加決定人数は ・西小学校81人 ・南小学校64人 ・東小学校60人	—	平成28年4月より東小学校内で、東児童クラブが開始し、放課後子ども教室との一体型を開始しました。 引き続き、平成31年度を目標に全小学校区(6カ所)で開室、うち半数について一体型の実施を目指します。
	19	児童館の整備	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	長湫北保育園跡地に児童館を併設し、現在の下山児童館から児童館機能を移設します。なお、地域住民・住民団体・市職員等が気軽に集まり、語り、地域のための様々な取り組みを行うための拠点となる地域共生ステーションを併設した建物とします。	子育て支援課 (子ども未来係)	—	児童館部分に必要な機能や面積を検討しています。同時に、敷地の境界を確定するために、関係機関との調整を進めています。 また、北のステーション部会、子育て支援課、たつせがある課と平成28年5月から9回定例会(2回目:平成28年9月、3回目:平成28年11月、4回目:平成29年1月、5回目:平成29年3月、6回目:平成29年5月、7回目:平成29年7月、8回目:平成29年8月、9回目:平成29年9月)を開催し、情報共有を図っています。	—	地域共生ステーションとの複合施設となる建物の平成31年中の開設に向け、地域住民とのワークショップを実施し、基本設計・実施設計を行います。同時に、平成30年度中に旧長湫北保育園の園舎を解体します。
	20	児童館事業	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	子どもに健全な遊び場を提供し、その健康増進及び情操を豊かにするために、工作、各種大会、幼児教室、料理教室等の毎月の行事のほか、遠足、人形劇公演、陶芸教室等の事業を始めとして、地域の人材を活用した児童館事業の実施を進めていきます。併せて、児童館に対する保護者ニーズを把握して開館時間の延長等について検討を行います。	子育て支援課 (子ども未来係)	—	平成29年9月までに、工作(毎月開催、夏休みはオリジナル工作を各館で実施)、大会(毎月開催、夏休みはオリジナル大会を各館で実施)、幼児教室(6児童館で合計48回開催、延べ2,322人の親子が参加)、料理教室(4回開催、延べ56人参加)等の行事のほか、陶芸教室(36人参加)ネイチャー探検隊(4回開催、延べ47人参加)を実施しました。 また、平成29年5月20日に開催した児童館まつりでは、市が洞児童館が新たに会場として加わり、計4会場で1,888人の参加がありました。	—	地域の人材を活用した「児童館おたすけたい」の活動を広めるとともに、子どもに健全な遊び場を提供し、その健康増進及び情操を豊かにするため、各児童館行事を引き続き実施します。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業 進捗状況調査票

■ 基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり

○ 施策の柱2 多様な子育て支援サービスの充実

【基本施策(1) 選択肢を増やす多様なサービスの充実】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P58~59	21	延長保育事業の拡充	総合計画3人がいきいきとつながるまち	多様なニーズへの対応として平成27年度から2園で朝7時から開園し、事業の拡充を図ります。	子育て支援課(保育係)	—	公立1園(西)・民間1園(アイン)で朝7時から開園しています。 また、公立2園(西・市ヶ洞)、民間4園で夜7時まで開園しています。	—	同様に実施予定
	22	土曜日保育の時間延長	総合計画3人がいきいきとつながるまち	平成27年度から市立保育所で1園、土曜日保育の時間延長を行います。今後も引き続き保護者のニーズを把握し、拡充について検討を行います。	子育て支援課(保育係)	—	公立2園(色金・市ヶ洞)、民間4園で夜6時まで開園しています。	—	平成30年度から、長湫北保育園においても夜6時まで開園します。
	23	病児・病後児保育事業の実施	総合計画3人がいきいきとつながるまち フラッグ2助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	保護者の就労等により家庭で保育を行うことが困難な場合に、病気や病気の回復期にある児童の保育を行います。平成26年5月から病児・病後児保育1施設、病後児保育1施設、計2施設で実施しています。 病児保育について、現在が市外の施設で実施していることから、利用者の利便性の向上を図るため引き続きしないでの実施を目指します。	子育て支援課(保育係)	—	名古屋市内の病院で病児保育を1園、市内保育園で病後児保育を1園実施しています。	—	平成30年度から、現状のサービスに合わせて、市内でも病児保育を新たに開園します。
	24	休日保育の実施	総合計画3人がいきいきとつながるまち	就労の多様化にともない、働きながら子育てをしている保護者のニーズに対応するため、平成30年度から公立保育所1園で休日保育を実施します。	子育て支援課(保育係)	—	民間保育所の事業者に対して、事業実施について打診しました。 また、平成30年度予算計上のため、施設型給付費(委託費)の休日保育加算にかかる試算や事業の実施のため必要となる人件費に対する補助金を検討しました。	—	現時点でアスクはなみずき保育園での実施に向けて、事業開始日、手続の流れなどを事業者と調整中。
	25	一時預かり事業	総合計画3人がいきいきとつながるまち	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、幼稚園、保育所等で一時的に預かり保育を行います。市内幼稚園3園、保育所4園(市立・私立)で実施しています。	子育て支援課(保育係)	—	保育園では、公立2園(色金・南)、市が洞、アスク、アートで一時保育を実施しています。 また、市内幼稚園3園で預かり保育を実施しています。	—	同様に実施予定
	26	出産祝い事業	総合計画3人がいきいきとつながるまち	交流都市宣言をしている南木曾町との地域間交流事業として、木曾の木材を利用した出産祝いを配布します。 南木曾町は、木曾川上流の水源地として愛知用水通水以来、本市と水を通じた交流を続けています。木曾の山々の木の温もりに触れて育つことで、木曾川の恵みに対する感謝の気持ちや自然を大切に育てます。	子育て支援課(子ども家庭係)	—	平成27年4月1日以降に出生した全ての児童を対象とし、本年度は、平成29年9月末時点で、計311件の申込を受理しました。内訳は以下のとおりです。 積み木セット : 85件 お椀セット : 43件 椅子(おもちゃ箱) : 84件 パズル : 44件 置き時計(フォトフレーム) : 22件 木づち とんとん : 33件	—	同様に実施予定

27	子育て短期支援事業の実施	総合計画3 人がいきいきとつなが るまち	保護者の病気、その他の理由で家庭で 養育を受けることが一時的に困難となっ た児童について、児童養護施設で一時的 に養育します。	子育て支援課 (子ども家庭 係)	—	平成29年9月末までに、子育て短期支援事業 の利用は0件でした。	—	引き続き、保護者の病気やその他の 理由で一時的に養育を受けることが困 難となった児童が、養育を受けられる 体制を整えていきます。
28	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・ センター事業)	総合計画3 人がいきいきとつなが るまち	児童の預かり等の援助を受けることを 希望する方(依頼会員)と、援助を行 いたい方(援助会員)との相互援助活動 を行います。本事業では、保育所等への送 迎、体調不良や休養時に児童の預かり等 を行うことで、仕事と育児の両立や地域 の子育てを支援します。	子育て支援課 (子ども家庭 係)	—	平成29年9月末で、援助会員72名、依頼会 員579名、両方会員141名、合計792名の 登録があり、活動件数は1,545件でした。 活動件数が多い上位3つの内訳は以下のとおりで す。 1 子どもの習い事等の場合の援助 2 保育園、幼稚園迎え及び預かり 3 保育園、幼稚園迎え	—	ファミリーサポート事業は、その活 動件数が年々増加傾向にあり、今後も 増加が予想されます。その需要に 応えていくためにも、特に援助会員の募集 の啓発活動に力を入れていく予定で す。
29	地域子育て支援拠点事業	総合計画3 人がいきいきとつなが るまち	地域の子育て支援拠点施設で、子育て に不安や悩みを抱える家庭に対する育児 相談や育児に関する情報提供のほか、育 児講座や保護者同士の交流の場の提供を 行います。	子育て支援課 (子ども家庭 係)	—	平成29年9月末での子育て支援センターへの入館者数 は10,784人です。 また事業としては平成29年9月末までに、親子で遊ぼ う教室を1回(3日間で1講座)、リズム遊びびよんびよ んを8回、みんなあつまれ!!遊びのひろばを3回、育児講 座を3回実施しました。 ○親子で遊ぼう教室 84名 ○リズム遊びびよんびよん 418名 ○みんなあつまれ!!遊びのひろば 64名 ○育児講座 「子どものほめ方、しかり方」 17名 「お父さんと一緒に遊ぼう」 38名 「子どもの心身の健康と食生活～ おいしい朝ごはん、しっかり食 べて元気でご機嫌な1日に!～」 16名	—	子育て支援センターには、年間2万 人以上の来館者があり、乳幼児のいる 親子が安心して過ごすことができ、保 護者同士の交流の場にもなっていま す。 また、子育て支援センターが主催の 育児講座や親子遊びの教室にも年間を 通して参加者が集まっています。参加 者の要望や意見を次年度の事業計画に 生かしています。
30	児童館事業(再掲)	総合計画3 人がいきいきとつなが るまち	子どもに健全な遊び場を提供し、その 健康増進及び情操を豊かにするために、 工作、各種大会、幼児教室、料理教室等 の毎月の行事のほか、遠足、人形劇公 演、陶芸教室等の事業を始めとして、地 域の人材を活用した児童館事業の実施を 進めていきます。併せて、児童館に対す る保護者ニーズを把握して開館時間の延 長等について検討を行います。	子育て支援課 (子ども未来 係)	—	平成29年9月までに、工作(毎月開催、夏休みはオリ ジナル工作を各館で実施)、大会(毎月開催、夏休みはオリ ジナル大会を各館で実施)、幼児教室(6児童館で合 計48回開催、延べ2,322人の親子が参加)、料理教室 (4回開催、延べ56人参加)等の行事のほか、陶芸教室 (36人参加)ネイチャー探検隊(4回開催、延べ47人参 加)を実施しました。 また、平成29年5月20日に開催した児童館まつり では、市が洞児童館が新たに会場として加わり、計4会場 で1,888人の参加がありました。	—	地域の人材を活用した「児童館おた すけたい」の活動を広めるとともに、 子どもに健全な遊び場を提供し、その 健康増進及び情操を豊かにするため、 各児童館行事を引き続き実施します。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業 進捗状況

■ 基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり

○ 施策の柱3 仕事と子育てを両立するための環境整備

【基本施策(1) 男女が共に子育てに参加することへの支援】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P60	31	男女が共に子育てができる働き方の実現のための啓発	総合計画3人がいきいきとつながるまち	育児・介護休業制度等について広報紙・ホームページ等で周知・広報を行うほか、男性の育児参加に関する講座の開催等による啓発を行います。	健康推進課	—	【No58再掲】 ・パパママ教室実施回数 17回 参加者(延数)父97人 母137人 その他0人 ・育児教室実施回数 36回 参加者数(延数)317人	—	同様に実施予定
	32	男女共同参画基本計画の推進	総合計画3人がいきいきとつながるまち	長久手市男女共同参画基本計画2017(長久手市DV防止基本計画を含む)を踏まえ、男女共同参画審議会による評価・提案に基づき、計画の推進を図ります。	子育て支援課(子ども家庭係) たつせがある課	—	平成29年9月末までに男女共同参画審議会を2回開催しました。計画に基づき、各課等が施策を推進し、年に一度の取組状況調査で進行管理をしています。	—	平成29年度末で長久手市男女共同参画基本計画2017(長久手市DV防止基本計画を含む)が計画期間終了となるため、第6次総合計画に沿って計画の見直しを行いました。

■ 基本目標2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり

○ 施策の柱1 子育て支援のネットワークづくり

【基本施策(1) 子育て支援のネットワークづくりの推進】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P61	33	地域子育て支援拠点事業(再掲)	総合計画3人がいきいきとつながるまち	地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報提供のほか、育児講座や保護者同士の交流の場の提供を行います。	子育て支援課(子ども家庭係)	—	平成29年9月末での子育て支援センターへの入館者数は10,784人です。 また事業としては平成29年9月末までに、親子で遊ぼう教室を1回(3日間で1講座)、リズム遊びびよんびよんを8回、みんなあつまれ!!遊びのひろばを3回、育児講座を3回実施しました。 ○親子で遊ぼう教室 84人 ○リズム遊びびよんびよん 418人 ○みんなあつまれ!!遊びのひろば 64人 ○育児講座 「子どものほめ方、しかり方」 17人 「お父さんと一緒に遊ぼう」 38人 「子どもの心身の健康と食生活～おいしい朝ごはん、しっかり食べて元気でご機嫌な1日に!～」 16人	—	子育て支援センターには、年間2万人以上の来館者があり、乳幼児のいる親子が安心して過ごすことができ、保護者同士の交流の場にもなっています。 また、子育て支援センターが主催の育児講座や親子遊びの教室にも年間を通して参加者が集まっています。 参加者の要望や意見を次年度の事業計画に生かしています。
	34	子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援	総合計画3人がいきいきとつながるまち	子育てサークルや子育てボランティア育成のための講習会の企画や運営、また、これらの団体等の活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう、活動場所の提供や活動の支援に努めます。	子育て支援課(子ども家庭係)	—	長久手市内で子育て支援に関する活動をしているグループと愛知県立大学の学生グループ・あいネットが、社会福祉協議会ボランティアセンターと子育て支援課との連携により、長久手子育てカレンダーを製作しています。 子育て支援センター等に配架することで、子育てサークル等の活動の周知を図っています。2か月ごとに製作・配布しています。	—	市内の子育て関連の情報と、子育てサークル等の活動をカレンダーにまとめ、発信しています。参加団体と意見交換を行うことにより、地域の子育て環境の現状を知り、子育て支援施策の改善に努めていきます。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業 進捗状況調査票

■ 基本目標2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり

○ 施策の柱2 すべての家庭・児童への支援体制の充実

【基本施策(1) 障がいのある児童とその家族への支援の充実】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P62~63	35	障がい児通園施設「すぎのこ教室」の充実	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	知的発達や運動発達面で心配があると思われる児童を対象に、保護者も関わりながら、日常生活や遊びを通しての発達支援、集団生活への適応性を高めるための指導を行います。特に、臨床心理士等の専門職による療育相談の充実を図ることで、集団への移行過程にある児童及びその保護者のニーズに応じた支援を行います。	子育て支援課 (子ども家庭係)	—	知的発達や運動発達面で心配があると思われる児童20名とその保護者に適応指導を行ってま す。 平成29年9月末時点で、 ・臨床心理士による相談を7回 ・言語聴覚士による相談を4回 ・作業療法士による相談を1回 実施しました。	—	対象となる児童が、その後の通園や療育にスムーズに進めるよう、また保護者の児へのアプローチ支援のため専門家による適応指導を実施していま す。 今年度も各分野の専門家による相談の機会を整備しています。
	36	障がい者自立支援協議会等を活用した支援体制の構築	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	障がい者自立支援協議会等を活用して、障がいのある児童に対する支援体制の構築についての検討を行います。	子育て支援課 (子ども家庭係)	—	障がい者自立支援協議会児童教育支援部会を平成29年9月末までに1回開催しました。障がいのある児童の親の会も含めた構成員間で検討・協議を進めています。	—	障がい者自立支援協議会児童教育支援部会での協議結果を基に、様々な立場からの意見を集約し、今後の支援体制の整備を進めていきます。
	37	障がいのある児童を対象した相談支援事業の強化	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	障がい者相談支援センターに、新たに障がいのある児童専門の相談支援員を配置することで、相談支援事業の強化を図ります。	子育て支援課 (子ども家庭係)	—	障がいのある児童に対する支援の充実を図るため、平成27年度から新たに相談支援員を配置しました。平成29年9月までの相談件数は、延べ396件です。	—	今年度、児童の障がいに関する相談件数は大きく増加しています。今後も増加が予想されることから、相談者が障がい者相談支援センターにスムーズに繋がるよう、市役所窓口で受付票を記入してもらうなど、相談支援体制の改善を図っています。
	38	巡回相談の実施	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	障がいのある児童を対象とした相談支援事業の相談支援員が、市内の保育所等への巡回相談を実施します。特に就学前の児童及びその保護者に対する支援を行います。	子育て支援課 (子ども家庭係)	—	新たに配置した相談支援員が行う保育園等への巡回相談として、平成29年9月までは、巡回相談業務はありませんでした。保護者側だけでなく、施設職員からの要望によっても訪問することができるようすることで、支援体制の強化を図っています。	—	発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。 また、後期には小中学校への事業の拡大を検討します。
	39	児童発達支援センターの整備	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	就学前児童への療育プログラムである児童発達支援を行うため、児童発達支援センターを整備し、障がいのある同が身近な地域で安心して療育を受けることができる体制を構築します。	子育て支援課 (子ども家庭係)	—	平成29年9月末までに、障がい者自立支援協議会児童教育支援部会を1回開催しました。これまで療育支援体制の構築について検討を行ったものを取りまとめ、「長久手市障がい者自立支援協議会児童教育支援部会報告」として報告を行いました。	—	児童発達支援センター整備に関して関係機関から率直な意見を集約することを目的に、「児童発達支援センター設置に係る作業部会」を設置し、センターが担う役割、各分野との連携等について検討を行っていきます。
	40	障がい児保育	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	保護者からのニーズの動向に応じて障がい児保育実施園の拡充の検討を行います。	子育て支援課 (保育係)	—	公立5園(上郷・東・北・南・市ヶ洞)、民間3園で受け入れ可能な体制としており、現在は、上郷10人、北9人、東12人、南3人、市ヶ洞5人、アイン3人の合計42人を受け入れていま す。	—	すでに実施している園においては同様に実施します。 平成30年度からあらたに色金保育園で、平成31年度からは長湫西保育園で受け入れを開始する予定です。
	41	発達相談業務の充実	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	家庭児童相談室において臨床心理士等が子どもの発達相談を行います。	子育て支援課 (子ども家庭係)	—	平成29年9月末までに、家庭児童相談室で臨床心理士による発達相談を12回実施し、延べ34件の相談に対応しました。	—	子どもの発達に係る相談は、今後増えていくと考えられます。引き続き、相談体制を整えています。

■ 基本目標2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり

○ 施策の柱2 すべての家庭・児童への支援体制の充実

【基本施策(2) 児童虐待防止対策の推進】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P63~64	42	家庭児童相談の充実	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	家庭児童相談室において育児やしつけの相談、児童虐待の通告や相談、子どもに関する幅広い問題についての相談のほか、DVに関する相談・支援を行います。	子育て支援課 (子ども家庭係)	—	平成29年9月末の状況で、家庭児童相談として134件の相談業務を行いました。	—	家庭児童相談室の相談件数は毎年250件前後あり、相談内容も複雑化しています。 一つのケースに関わる時間も多くなっています。対応にあたる職員が常に相談体制を整えておけるよう業務の見直しなどを含め検討していきます。
	43	要保護児童等に対する支援体制の強化	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携し、要保護児童等に対する支援を行います。支援に関わる職員の専門性の強化、職員体制の充実等による体制の強化を図ります。	子育て支援課 (子ども家庭係)	—	平成27年4月から家庭児童相談室に社会福祉士を配置することで、職員体制の充実を図っています。平成29年9月末までに、要保護児童対策地域協議会実務者会議を4回、ケース会議を5回開催しました。 9月末現在の通告受付件数は8件、ケース管理件数は、要保護児童、要支援児童、特定妊婦を合わせて53件です。 要保護児童 19件 要支援児童 33件 特定妊婦 1件	—	要保護児童支援に係る関係者が、情報を共有し、支援体制について協議を行っています。 平成29年4月の児童福祉法改正により、市町村が設置する要保護児童対策の調整機関に専門職の配置や、児相から市への事案送致が定められたことなど、さらなる機能強化が求められているため、これらに対応した体制整備をしていきます。
	44	児童虐待の発生予防・防止対策の強化	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	家庭児童相談や母子保健事業等の相談体制を充実することで、育児不安の解消を図ります。地域子育て支援拠点事業では保護者同士の交流の場を提供し、保護者の子育てにおける孤立化を予防します。また、広報紙・ホームページ等で児童虐待防止についての啓発を行い、相談や通告場所の周知を行うことで、市民の問題意識を高め、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図ります。	子育て支援課 (子ども家庭係)	—	平成29年9月末現在、家庭児童相談134件、子育て支援センター入館者数は10,784人でした。また、児童虐待防止に関する啓発を市民まつり、ホームページへの記事掲載、リーフレット配布等により行っていきます。	—	家庭児童相談室の相談件数は毎年250件前後あり、相談内容も複雑化しています。子育て世代の人口増加もあり、子育てサポートの需要も増加しています。 保護者の育児不安等を解消する施策とともに、児童虐待防止に関する啓発活動を広く展開していく予定です。
	45	DV防止対策の充実	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	DV防止に関する広報・啓発活動を進めるとともに、相談窓口の周知、相談員の専門知識の習得及び関係職員の資質向上の推進、また中央児童・障害者相談センター、警察等関係機関との連携強化に努めることで、早期発見のための体制整備及び相談体制の充実、対象者の自立支援を図ります。	子育て支援課 (子ども家庭係)	—	DV防止に関する啓発を市民まつり、ホームページへの記事掲載、リーフレット配布等により行いました。	—	家庭児童相談室に社会福祉士が配置され、ケース管理や関係機関との調整など高い専門性が必要とされる業務を担っています。 DVケース対応では、専門知識と判断力が求められます。そのため、相談支援体制の充実のために職員の資質向上のための機会も必要となると考えられます。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業 進捗状況調査票

- 基本目標2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり
 - 施策の柱2 すべての家庭・児童への支援体制の充実
 - 【基本施策(3) ひとり親家庭への支援の充実】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P64	46	母子・父子自立支援員	総合計画3人がいきいきとつながるまち	母子・父子家庭や寡婦の方の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を自立支援員が行います。	子育て支援課(子ども未来係)	—	母子・父子家庭や寡婦の方の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を自立支援員が行います。 平成29年9月末の実績は、相談件数34件です。	—	今後も、母子・父子家庭や寡婦の方の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を母子・父子自立支援員が行います。
	47	ひとり親家庭等日常生活支援事業	総合計画3人がいきいきとつながるまち	一時的に生活援助が必要となったひとり親家庭にヘルパーを派遣します。	子育て支援課(子ども未来係)	—	平成29年9月末の実績は、0人です。	—	今までの利用者の家庭状況の変化により、平成29年度上半期の利用実績がなかったが、登録世帯数は増加しているため、今後も引き続き制度を周知します。
	48	母子・父子家庭等の親への就業支援	総合計画3人がいきいきとつながるまち	母子・父子家庭の就業に関する相談等に応じます。また、ハローワークと連携して就業支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施します。	子育て支援課(子ども未来係)	—	ハローワークと連携して就業支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施しました。 平成29年度では、3人の希望者に対して支援を実施した結果、3人が就職することができました。	—	今後も、引き続き、ハローワークと連携して就業支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施します。
	49	児童クラブ利用料の軽減(再掲)	総合計画3人がいきいきとつながるまち	生活保護受給家庭や低所得家庭の活動費を軽減する制度を新たに設けます。	子育て支援課(子ども未来係)	—	児童クラブでは、次のいずれかに該当するときに活動費を減免しています。 (1) 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯…全額免除 (2) 前年度分市町村民税非課税かつ児童扶養手当の受給資格者世帯…半額免除	—	引き続き、生活保護受給家庭や低所得家庭の児童クラブ活動費を軽減します。
	50	母子・父子家庭福祉資金貸付事業	総合計画3人がいきいきとつながるまち	母子または父子家庭、寡婦の方の家庭生活や職業生活の安定と向上、また児童の福祉増進を目的として必要な資金の貸付を行います。	子育て支援課(子ども未来係)	—	平成29年9月末現在、母子寡婦福祉資金の貸付の対象者内訳は、 ・貸付中…0件 ・償還前…1件(1人)※H29.10から償還 ・償還中…18件(14人)	—	今後も、引き続き、母子または父子家庭、寡婦の方の家庭生活や職業生活の安定と向上、また児童の福祉増進を目的として必要な資金の貸付を行います。
	51	児童扶養手当の支給	総合計画3人がいきいきとつながるまち	母子家庭または父子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。	子育て支援課(子ども未来係)	—	平成29年3月末現在、児童扶養手当の対象者数は、331人です。 内訳は、 ・受給者数…279人 ・全額支給停止者数…52人	—	今後も、引き続き、母子家庭または父子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。
	52	遺児手当(愛知県・長久手市)の支給	総合計画3人がいきいきとつながるまち	母子家庭または父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のための手当を支給します。	子育て支援課(子ども未来係)	—	平成29年9月末現在、長久手市遺児手当の受給者数は、412人です。	—	今後も、引き続き、母子家庭または父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のための手当を支給します。
53	子どもの生活・学習支援	総合計画3人がいきいきとつながるまち	ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や生活相談、生活習慣の取得を目的とした、子どもの生活・学習支援事業を実施します。	子育て支援課(子ども未来係)	—	小学生対象の学習支援について、平成29年度は、6月～7月実施分として、市内1箇所で開催した全9回の学習支援に対し、延べ86人の児童が参加しました。 そして、夏休み実施分として、市内3箇所で開催した全14回の学習支援に対し、延べ122人の児童が参加しました。 夏休み以降は、9月から10月実施分として事業を継続中です。	—	今年度の残りの期間については、11月から3月分として事業を継続実施します。次年度以降については、今年度の事業結果をもとに、開催場所・日数等を検討し、通年事業として事業を実施します。	

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業 進捗状況調査票

■ 基本目標2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり

○ 施策の柱3 子育て情報の提供と相談体制の充実

【基本施策(1) 利用者支援体制の充実】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P65	54	利用者支援事業	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	子育て支援課 (保育係) 健康推進課	—	平成28年8月から子育て支援課窓口にて『子育てコンシェルジュ』として利用者支援員を配置し、ニーズに合わせた相談業務を行っています。 【4月～9月までの相談】 方法別：来庁73件、電話142件、メール3件、園開放・幼児教室など105件 内容別：保育所利用260件、幼稚園18件、一時保育61件、その他(病児保育・園開放等)33件 母子保健型は「母子保健コーディネーター」を配置し、妊娠期からの切れ目ない支援充実をはかりました。 ・妊娠届出書アンケートのスクリーニング 368件 ・個別支援プランの作成 6件 ・継続支援ケースへの訪問や面接 18件 ・地域保健活動(まちの保健師等) 10件 ・随時個別相談 3件 ・関係機関との連携会議 14件	—	支援の拡充と連携の推進を図ります。
	55	家庭児童相談の充実(再掲)	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	家庭児童相談室において育児やしつけの相談、児童虐待の通告や相談、子どもに関する幅広い問題についての相談のほか、DVに関する相談・支援を行います。	子育て支援課 (子ども家庭係)	—	平成29年9月末の状況で、家庭児童相談として134件の相談業務を行いました。	—	家庭児童相談室の相談件数は毎年250件前後あり、相談内容も複雑化しています。一つのケースに関わる時間も多くなっています。 対応にあたる職員が常に相談体制を整えておけるよう業務の見直しなどを含め検討していきます。
	56	情報誌やホームページによる情報提供	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	子育てに関する各種サービス、相談窓口、教育・保育施設や地域型保育、地域の子育て支援事業その他関係情報について、「おおきくなあれ」、広報紙・ホームページ等で周知していきます。	子育て支援課 (子ども家庭係)	—	「ながくて福祉ガイド」の子育て編、「長久手子育てカレンダー」等を子育て支援課窓口、子育て支援センター、各児童館、保育園・幼稚園・公共施設等に配架し、各事業の周知を図っています。	—	子育てに関する情報を集めた紙面等を、親御さんの目につきやすい場所において周知していきます。 「ながくて福祉ガイド」は毎年改訂を行い、より見やすく活用しやすい紙面となるよう改善を図っています。
	57	地域子育て支援拠点事業(再掲)	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報提供のほか、育児講座や保護者同士の交流の場の提供を行います。	子育て支援課 (子ども家庭係)	—	平成29年9月末での子育て支援センターへの入館者数は10,784人です。 また事業としては平成29年9月末までに、親子で遊ぼう教室を1回(3日間で1講座)、リズム遊びびよんびよんを8回、みんなあつまれ!!遊びのひろばを3回、育児講座を3回実施しました。 ○親子で遊ぼう教室 84人 ○リズム遊びびよんびよん 418人 ○みんなあつまれ!!遊びのひろば 64人 ○育児講座 「子どものほめ方、しかり方」 17人 「お父さんと一緒に遊ぼう」 38人 「子どもの心身の健康と食生活～おいしい朝ごはん、しっかり食べて元気で機嫌な1日に!～」 16人	—	子育て支援センターには、年間2万人以上の来館者があり、乳幼児のいる親子が安心して過ごすことができ、保護者同士の交流の場にもなっています。 また、子育て支援センターが主催の育児講座や親子遊びの教室にも年間を通して参加者が集まっています。参加者の要望や意見を次年度の事業計画に生かしています。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業 進捗状況調査票

■ 基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

○ 施策の柱1 ライフステージに応じた適切な支援の推進

【基本施策(1) 妊娠から産後の育児までの継続した支援体制の整備】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
	58	利用者支援事業	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	子育て支援課 (保育係) 健康推進課	—	平成28年8月から子育て支援課窓口にて『子育てコンシェルジュ』として利用者支援員を配置し、ニーズに合わせた相談業務を行っています。 【4月～9月までの相談】 方法別：来庁73件、電話142件、メール3件、園開放・幼児教室など105件 内容別：保育所利用260件、幼稚園18件、一時保育61件、その他(病児保育・園開放等)33件 母子保健型は「母子保健コーディネーター」を配置し、妊娠期からの切れ目ない支援充実をはかりました。 ・妊娠届出書アンケートのスクリーニング 368件 ・個別支援プランの作成 6件 ・継続支援ケースへの訪問や面接 18件 ・地域保健活動(まちの保健師等) 10件 ・随時個別相談 3件 ・関係機関との連携会議 14件	—	支援の拡充と連携の推進を図ります。
	59	妊娠届出書アンケートの確認と面談	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	親子(母子)健康手帳を妊婦に交付する際に、妊娠届出書に記載されているアンケート項目の「妊娠したときの気持ち」、「困りごと、悩みごと」等の記載内容から、妊婦自身の身体状況や家庭環境、身近な援助者の有無等について現状を確認します。 支援を必要とする妊婦やその家族については、いつからどのような支援が必要か関係機関も含めて検討し、必要な時期に応じた支援を行っていきます。	健康推進課	—	・妊娠届出数 315件 ・支援が必要な妊婦 39人 ・支援状況(延数)面接49件、電話14件	—	同様に実施予定
P66	60	訪問事業	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	妊娠時及び出産後は、生後3～4か月前までの乳児を対象とするこんにちは赤ちゃん訪問や、その後の月齢に応じた乳幼児を対象とする訪問事業等を行い、育児に関する情報提供や相談を行います。 また、あらゆる機会に様々な場所へ保健師が出向き、対象者のニーズに応じた事業展開を図ります。	健康推進課	—	・こんにちは赤ちゃん訪問 325件 ・前記以外の乳幼児訪問数(延べ数)40件	—	同様に実施予定
	61	産前・産後サポート事業	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	産前及び産後の母体の体調管理を行い、心身共に安心・安全に自信をもって家族全体で育児に取り組めるよう、産前・産後ケアに取り組みます。産前・産後のヘルパー派遣や産後ショートステイ等の支援事業の展開を検討し、整備していきます。	健康推進課	—	【産前・産後ヘルパー派遣事業】 ・登録人数 25人 ・利用人数(実数) 8人 ・総利用時間(延数)62時間 【産後ケア事業訪問型】 ・登録人数 1人 ・利用人数(実数) 1人 ・利用回数(延数) 1回	—	希望する方が利用しやすいような事務手続きの改善を図ります。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業 進捗状況調査票

- 基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちづくり
 - 施策の柱1 ライフステージに応じた適切な支援の推進
 - 【基本施策(2) 妊産婦及び乳幼児への啓発・相談事業の充実】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P67	62	健康教育(各種教室)	総合計画3人がいきいきとつながるまち	妊婦やその夫を対象とした「パパママ教室」、父親、母親及び家族を対象とした「育児に関する教室」等を行い、情報提供を図ります。	健康推進課	—	<ul style="list-style-type: none"> ・パパママ教室実施回数 17回 参加者(延数)父97人 母137人 その他0人 ・育児教室実施回数 36回 参加者数(延数)317人 	—	同様に実施予定
	63	健康相談(各種相談)	総合計画3人がいきいきとつながるまち	気軽に相談できる場所や場面の確保に努め、月齢や年齢に応じた育児のことや、子どもの発達について相談しやすい環境整備に努めます。 また、臨床心理士等の専門職の相談員を配置することで相談体制の充実を図ります。	健康推進課	—	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談実施回数 10回 利用者(延数)19人 ・随時保健師相談(延数)30人 	—	のびのび計測出張版(児童館)を平成29年4月から開始しました。
	64	地域保健活動	総合計画3人がいきいきとつながるまち	保健師が地域共生ステーションや児童館を始めとした身近に相談できる場所に出向き、子育て世代の市民と直接対話することで、個人のニーズや地域のニーズを把握し、関係機関と連携して問題解決を目指した活動を実施します。	健康推進課	—	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの保健師活動日 西小学校区共生ステーション 116回 児童館 23回 子育てサロン 2回 リズム遊び「びよんびよん」 7回 いきいき倶楽部 28回 	—	いきいき倶楽部、リズム遊びびよんびよんにもまちの保健師の活動の場としています。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業 進捗状況調査票

■ 基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

○ 施策の柱2 すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実

【基本施策(1) 健全な妊娠への啓発と促進】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P68	65	思春期保健	総合計画3人がいきいきとつながるまち	これから生み育てる世代となる中学生等を対象に、望まない妊娠を防止のため、妊娠・出産の正しい知識の啓発、命の尊さについての理解を深めることを目的に命の学習を行います。	健康推進課	—	平成30年2月に市内中学校3校で実施予定。	—	同様に実施予定
	66	不妊治療費助成事業	総合計画3人がいきいきとつながるまち	医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた夫婦に対して助成金を支給することで、妊娠しやすい環境の整備を行います。	健康推進課	—	・申請数 4件	—	同様に実施予定

【基本施策(2) 妊産婦及び乳幼児の健全な発達への支援】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P68~69	67	妊婦健康診査	総合計画3人がいきいきとつながるまち	妊娠初期から母胎の健康管理を目的に、妊婦健康診査の費用を一部公費負担とする受診票を交付し、定期的に医療機関で健康診査を受診しやすい体制を整備します。	健康推進課	—	・受診票交付数 妊娠届出数 315件 転入妊婦 68件 受診数(延数) 3,940人	—	同様に実施予定
	68	乳幼児健康診査・相談等	総合計画3人がいきいきとつながるまち	定期的に子どもの発達を確認して、疾病の早期発見や早期治療へとつなげることを目的として、3~4か月児、10~11か月児、1歳6か月児、3歳児、3歳8か月児、5歳児等を対象とした健康診査・健康相談を実施します。そのほか、1歳までに2回、乳児健診を医療機関で受診する費用を一部公費負担する受診票を交付し、月齢に対応した健診を実施します。 また、発達等が心配な子どもに対しては経過を確認し、保護者には必要な情報提供や相談を行う等の支援を行います。 乳幼児健康診査・相談では、育児状況や保護者の不安を把握するとともに、育児不安に早期に対応して虐待の予防に努めます。	健康推進課	—	・3~4か月児健診 実施回数 8回 受診数 313人 ・10~11か月児相談 実施回数 9回 受診数 365人 ・乳児健診(医療機関委託分) 受診数(延数) 566人 ・1歳6か月児健診 実施回数 8回 受診数 346人 ・3歳児健診 実施回数 8回 受診数 358人 ・3歳8か月児健診 実施回数 8回 受診数 372人 ・5歳児すこやか発達相談 アンケート送付749通 返却数514通 個別相談、保健師相談、園訪問は下半期に実施	—	受診しやすい環境整備、連携強化の推進を図ります。
	69	歯科保健	総合計画3人がいきいきとつながるまち	妊娠中、産後、10~11か月、1歳6か月、3歳、3歳8か月児等の月齢や時期に応じた歯科検診、フッ素塗布、健康教育を行います。また、かかりつけ医での定期的な歯科検診も勧奨しています。	健康推進課	—	・妊産婦歯科健診 受診数 159人 ・10~11か月児相談 歯科衛生士による健康教育・相談 実施回数 9回 受診数 365人 ・1歳6か月児健診* 実施回数 8回 受診数 347人 ・3歳児健診 実施回数 8回 受診数 356人 ・3歳8か月児健診* 実施回数 8回 受診数 372人 *希望者にはフッ素塗布あり	—	受診しやすい環境整備、かかりつけ歯科医師の推奨をします。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業 進捗状況調査票

■ 基本目標4 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

○ 施策の柱1 身近な地域で支え合う子育て支援の充実

【基本施策(1) 身近な地域で支え合う子育て支援の推進】

計画中のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P70~71	70	保育所における地域交流事業「高齢者による見守りボランティア」の実施	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	地域の高齢者による保育活動の補助や保育所の環境整備のお手伝い等、今まで人生の中で培われたノウハウを活かして様々な活動のお手伝いをしていただき、多世代交流を図るとともに身近な地域で子育てを支え合う環境づくりを推進します。	子育て支援課 (保育係)	—	「保育園おたすけたい」として公立7園で実施しました。経験や技術を生かして様々な活動に参加することで、保育園活動を支援しています。登録者数は62人で、4月から9月までの活動回数はのべ173回です。 (平成28年度実績はのべ509回活動でした。)	—	同様に実施予定
	71	保育所での米、野菜づくり(再掲)	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	保育所で、地域の方々の手をお借りしながら、子どもたちと一緒に米や季節の野菜を育て、食することで、米や野菜の生長や収穫の喜び、食のありがたみを体験します。	子育て支援課 (保育係)	—	【No.8再掲】 公立保育園のすべてにおいて、敷地内の菜園で野菜を育てており、また3歳児以上の園児が市内の農園での芋ほり体験をしています。 また、5歳児が市内の田んぼで田植え、稲刈り、脱穀の作業を体験しました。	—	同様に実施予定
	72	児童館でのボランティア活動	総合計画3 人がいきいきとつながるまち	大学生から高齢者までの幅広い世代の方々が、児童館の運営にボランティアで関わり、子どもたちと交流する機会を提供します。	子育て支援課 (子ども未来係)	—	・地域の方々が児童館の運営にボランティアで関わった行事は… 児童館まつり(一般ボランティア等)、幼児教室(更生保護女性会)、ネイチャー探検隊(自然保護協会会員)、口演童話(いろりの会)、絵手紙教室(長久手絵手紙ボランティア)、茶道・クッキング等(みらい子育てネットながくて) ・地域の方々がボランティア講師として協力をいただいたサークル活動は… 将棋クラブ、お琴サークル、絵手紙サークル、三味線サークル ・大学生と連携した行事は… レクリエーション(南山大学)、大学祭の作品制作(愛知県立大学)、児童館まつりボランティア(愛知県立大学、愛知医科大学、南山大学、愛知淑徳大学)、児童館ボランティア(愛知学院大学) 地域の住民及び近隣の学生に、児童館活動の補助、遊びの伝承役、環境整備等、これまで培われた経験や技術を活かして様々な活動のお手伝いをしていただく中で、地域の子ども、子育て中の保護者たちと世代間交流を図る「児童館おたすけたい」を平成28年10月から開始しています。	—	今後も、児童館おたすけたいの活動を広めることにより、大学生から高齢者までの幅広い世代の方々が、児童館の運営にボランティアで関わることで、地域の人とつながった児童館運営を目指します。
	73	地域福祉ポイント制度等との連携	総合計画3 人がいきいきとつながるまち フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る	高齢者による見守りボランティア及び児童館でのボランティア活動について、地域福祉ポイント制度との連携を始めとした市民参加の仕組みを検討します。市民全体が助け合い、福祉の向上に携わることができる地域社会づくりを推進します。	子育て支援課 (保育係) (子ども未来係) (子ども家庭係)	—	保育園おたすけたい、すぎのこ教室のボランティア、児童館運営ボランティア、放課後子ども教室体験プログラム運営ボランティアについて、ながくて地域スマイルポイント事業と連携しました。	—	同様に実施予定

74	放課後子ども教室	<p>総合計画3 人がいきいきとつながるまち</p> <p>フラッグ2 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る</p>	<p>放課後等に小学校の教室を活用し、小学生が安心・安全に集える居場所として様々な体験・自主学習・交流活動を行う放課後子ども教室について、地域の人材を活用した体験プログラムを実施することで、交流活動機会の充実を図ります。</p>	<p>子育て支援課 (子ども未来係)</p>	—	<p>平成29年9月末で、西小学校では、27の体験プログラムを実施し、延べ610人の児童の参加がありました。南小学校では、32の体験プログラムを実施し、延べ948人の児童の参加がありました。東小学校では、15の体験プログラムを実施し、延べ626人の児童の参加がありました。</p>	—	<p>今後も3教室で地域の人材を活用した体験プログラムを実施することで、交流活動機会の充実を図ります。</p>
75	地域共生ステーションの活用	<p>総合計画3 人がいきいきとつながるまち</p>	<p>地域の様々な課題に対して取り組みを行う地域共生ステーションの活用して、子育てを支える仕組みを検討します。</p>	<p>子育て支援課 (子ども未来係)</p>	—	<p>旧長湫北保育園跡地において整備を予定している(仮)北児童館について、地域共生ステーションとの複合施設整備に向けて、担当課のたつせがある課や北小共生ステーションについて検討を重ねている北のステーション部会のメンバーと9回の協議を重ねました。</p>	—	<p>(仮)北児童館建設に向けて、地域共生ステーションとの複合施設整備や、旧長湫北保育園園舎の活用方法等について、担当課のたつせがある課や北のステーション部会のメンバーと協議を続けます。</p>
76	子ども会への支援	<p>総合計画3 人がいきいきとつながるまち</p>	<p>子ども会活動に対して補助を行い、青少年の健全育成を推進します。また、自治会や大学生との連携を図る等、子どもたちを地域全体で支える仕組みづくりについて検討を行います。</p>	<p>子育て支援課 (子ども未来係)</p>	—	<p>子ども会活動に対して補助を行い、青少年の健全育成を推進しました。また、子ども会役員をまちづくり協議会に参加してもらうことにより、地域の課題として認識されるようになりました。</p>	—	<p>今後も、引き続き、子ども会活動に対して補助を行い、青少年の健全育成を推進します。また、児童館は、児童館行事で実施した遊びを教えたり、子どもに接するための助言、児童館を子ども会の活動場所として提供する等、子ども会の「活動」に対する側面的支援についても引き続き行います。</p>

長久手市子ども・子育て支援事業計画 主な事業 進捗状況調査票

■ 基本目標4 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

○ 施策の柱1 身近な地域で支え合う子育て支援の充実

【基本施策(2) いつでも相談できる人がいる地域づくりの推進】

計画のページ	No.	事業名	総合計画・フラッグでの位置づけ	事業内容	担当課	平成29年度事業評価	平成29年度の実施状況 (平成29年9月30日現在) (評価の基準となる数値等を具体的に記入)	事業方針	今後の方針(充実、改善の方策等、具体的な内容を記入。)
P71~72	77	保育所地域活動事業(たけのこクラブ)	総合計画3人がいきいきとつながるまち	就学前の幼児と保護者を対象に、遊びの指導や園児との交流、子育て相談、保護者及び子ども同士の交流の機会を提供することで、身近な地域における子育て支援サービスの充実を図ります。	子育て支援課(保育係)	—	前期は公立6園で実施しました。全5回開催し、のべ642組が参加しました。後期も同様に実施します。 平成28年度は公立5園で実施、全10回開催し、のべ1,359組が参加。(長湫西は工事のため中止)	—	同様に実施予定
	78	地域保健活動(再掲)	総合計画3人がいきいきとつながるまち	保健師が地域共生ステーションや児童館を始めとした身近に相談できる場所に向き、子育て世代の市民と直接対話することで、個人のニーズや地域のニーズを把握し、関係機関と連携して問題解決を目指した活動を実施します。	健康推進課	—	<ul style="list-style-type: none"> まちの保健師活動日 共生ステーション 166回 児童館 52回 子育てサロン 7回 いきいき倶楽部 32回 	—	活動日を増加しています。
	79	育児相談事業の実施	総合計画3人がいきいきとつながるまち	子育て支援センターのほか、市内児童館で子育てに関する相談等を行います。	子育て支援課(子ども未来係)	—	<p>幼児教室実施日に、児童館長による子育て相談及び保健センターの保健師による育児教室「まちの保健師」を実施しています。また、平成29年度より、保健師による幼児の体重測定等を実施する「のびのび計測出張」を実施しています。</p> <p>平成29年9月末現在で</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て相談…28回実施 まちの保健師…42回実施 のびのび計測出張…28回実施 	—	今後も、幼児教室実施日に、児童館長による子育て相談及び保健センターの保健師による育児教室「まちの保健師」を実施します。 また、「のびのび計測出張」においても、引き続き実施します。
	80	民生委員・児童委員による支援	総合計画3人がいきいきとつながるまち	民生委員・児童委員による児童健全育成及び子育て支援活動を行っています。特に主任児童委員については要保護児童等に対する支援を行います。	子育て支援課(子ども家庭係)	—	民生委員・児童委員を始め、社会福祉協議会、愛知県中央児童・障害者相談センター等が構成員となっている要保護児童対策地域協議会について、平成29年9月末時点では、実務者会議を4回、ケース会議を5回開催しました。	—	要保護児童支援に係る関係者が、情報を共有し、支援体制について検討を行っています。 要保護児童のケース管理は、非常に高い専門性が求められます。支援者の専門性の強化のための機会などもさらに需要が高まるものと考えられます。
	81	地区社協設置事業との連携	総合計画3人がいきいきとつながるまち	子育て相談やDV相談等について、コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)を置く地区社協設置事業との連携を図ります。	子育て支援課(子ども家庭係)	—	子育て相談やDV相談等について、コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)との連携を図り、支援の漏れが無いように努めていきます。	—	要保護児童支援に係る関係者が、情報を共有し、支援体制について検討を行っています。 要保護児童のケース管理は、非常に高い専門性が求められます。支援者の専門性の強化のための機会などもさらに需要が高まるものと考えられます。

子ども・子育て支援事業計画における中間年の数値の見直しについて

1 概要

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、「法の施行後…認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の数値の見直しを行うこと。」とされている。

2 見直しの基準

- (1) 平成28年4月1日の支給認定ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合
- (2) 平成29年度以降に引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合
- (3) 既に市町村計画において年度毎に設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

3 見直しの手順

(1) 子ども・子育て支援給付

平成29年4月1日時点の実績値に基づくこととする。

平成31年度末までの「推計児童数」と「潜在家庭累計・利用意向率」を改めて算出の上、「量の見込み（ニーズ量）」の補正を行う。「潜在家庭累計・利用意向率」については、直近の数字である平成29年4月1日時点における1～3号の支給認定区分ごとに、児童数に占める支給認定子どもの割合の数値をもって代替することを基本としつつ、特に保育の受け皿として女性の就業率の上昇傾向に加味する。

※ 補正後の推計児童数×支給認定割合（平成29年4月1日）

＝数値見直し後の量の見込み（ニーズ量）

(2) 地域子ども・子育て支援事業

放課後児童クラブについては、利用の申し込みや登録児童・待機児童の実績値の分析等に加え、地域の実態に応じて、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込み（ニーズ量）を大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ見直しを行う。

4 今後のスケジュール（国指針）

- (1) 秋から冬 計画数値の見直し作業
- (2) 年度末 計画数値の見直し作業終了

5 「補正後の推計児童数」の算定方法

(1) 基準人口

住民基本台帳（平成25年～平成29年 各年4月1日）

(2) 子ども女性比・出生性比

学区ごとに平成25年～平成29年の平均値を算出

(3) 移動率（全人口に対する移動者数の比率）

開発動向をさかのぼることが可能な全市3か年（平成27年～平成29年）の住民基本台帳による移動率から特殊要因である開発動向を除外して算出

(4) 推計に用いた開発動向

学区名	事業名称
長久手小	長久手中央土地区画整理事業（計画人口の1/4配分）
西小	なし
東小	パークサイドヒルズ長久手 公園西駅周辺土地区画整理事業 クリザンテームヒルズ長久手（前熊一ノ井宅地開発事業）
北小	セントハート藤が丘 セントアイナ藤が丘 下山土地区画整理事業 アネシア藤が丘ザ・テラス
南小	長久手中央土地区画整理事業（計画人口の3/4配分）
市が洞小	長湫南部土地区画整理事業

※本市における民間開発実績より、1戸あたり（世帯）人員2.4人として算出

6 児童数推計

(1) 0歳～5歳

(人)

年齢	H29年度実績	H29年度見込(前回)	H30年度見込(前回)	H30年度見込(今回)	H31年度見込(前回)	H31年度見込(今回)
0歳	672	639	648	752	658	754
1歳	717	690	690	708	703	797
2歳	734	736	741	725	742	724
3歳	752	804	802	743	813	739
4歳	755	926	854	759	855	754
5歳	735	889	967	755	894	760
計	4,365	4,684	4,702	4,442	4,665	4,528

(2) 6歳～11歳

(人)

年齢	H29年度実績	H29年度見込(前回)	H30年度見込(前回)	H30年度見込(今回)	H31年度見込(前回)	H31年度見込(今回)
6歳	722	861	922	729	710	748
7歳	728	849	883	713	837	718
8歳	678	809	870	721	895	705
9歳	640	693	829	682	908	723
10歳	626	698	698	635	944	675
11歳	614	655	708	634	1,004	642
計	4,008	4,565	4,910	4,114	5,298	4,211

7 計画値の見直し

【必要量と提供体制の考え方】

(1) 1号認定（教育：3～5歳児）

将来の児童数推計により、平成30年度と平成31年度の3～5歳児の人口は大きく増加しない予想となっており、加えて近年の女性就業率の高まりから、1号認定は現在から大きく増えることは考えにくい。

市外の幼稚園に通園している子どもも多く、現時点での提供量で十分賄うことが出来ることから、提供量の見直しは行わない。

(2) 2号認定（保育：3～5歳児）

計画策定当時の人口推計と比較すると、今回の児童数推計では3～5歳児の伸びは予想よりもなだらかであると予想している。

児童数を予想より下方修正し、同時に女性就業率の高まりを鑑み、人口に対する保育希望率を増補正した人数（平成30年度971人、平成31年度991人）を量の見込みとして修正する。

保育の確保量については、平成29年度に長湫北保育園の移転新築にともない、2号認定の定員を拡充（+90人）しており、現時点での提供量で十分賄うことが出来ることから、提供量の見直しは行わない。

【2号認定（保育：3～5歳児）】の量の見込みと提供体制

(人)

(単位：人/日)		平成29年度			平成30年度			平成31年度		
		計画値	実績値	人口	計画値	見込値	人口推計	計画値	見込値	人口推計
量の見込み	2号認定(①)	957	942	2,242	955	971	2,257	955	991	2,253
提供体制	特定教育・保育施設(②)	963	1,053	—	963	1,053	—	963	1,053	—
過不足(②-①)		6	111	—	8	82	—	8	62	—

※実績値：平成29年4月1日現在

(3) 3号認定（保育：0～2歳児）

児童数や待機児童数などの数値は毎年4月1日を基準にしていることから、計画の見直しにおいても4月1日時点の実績値を基準にすることになるが、特に3歳未満児はほとんどが育児休業からの復帰に合わせて年度途中で入所するため、計画策定時には年度途中入所分などを加味して「量の見込み」を算出している。計画策定時には児童数に対する保育希望割合を0.123～0.125程度と想定しており、今回の中間見直しではこの希望割合をベースに考えていく。

0歳児は、近年の女性就業率の高まりから、保育園を利用する世代（概ね25～44歳）の平成22年～平成27年までの過去5年間の女性就業率の伸び（年間+0.7%程度）を踏まえ、計画策定時の保育利用率に0.7%を上乗せして算定をする。また、1・2歳児は平成29年度で保育利用率が伸びたこと、年度途中の申し込み数や入所を希望する保護者からの問合せが増加傾向にあることから、平成30年度は平成29年度に対して+4%に大幅修正するが、平成31年度は同程度と想定し、今後の動向を見た上で、次期計画に反映していきたいと考える。

提供量の確保策として、平成30年度中に小規模保育事業（定員19名）を新たに2園新設することで、平成31年4月時点で保育提供量の充足を目指す。

【3号認定（保育：0～2歳児）】の量の見込みと提供体制

(人)

(単位：人/日)			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
			計画値	実績値	人口	計画値	見込値	人口推計	計画値	見込値	人口推計
量の見込み	3号認定	0歳	79	85	672	80	98	752	82	105	754
		1.2歳	406	419	1,451	407	461	1,433	411	489	1,521
	計(①)		485	504	2,123	487	559	2,185	493	594	2,275
提供体制	特定教育・保育	0歳	77	86	-	77	86	-	77	86	-
		1.2歳	383	427	-	402	427	-	402	427	-
	特定地域型保育	0歳	5	12	-	5	12	-	5	22	-
		1.2歳	20	34	-	20	34	-	20	62	-
	計(②)		485	559	-	504	559	-	504	597	-
過不足(②-①)			0	55	-	17	0	-	11	3	-

※実績値：平成29年4月1日現在

(4) 放課後児童健全育成事業

現在、4つの小学校区（長久手、北、南、市が洞）で待機児童が発生している状況の中、将来の児童数推計によると、東、北、南小学校区では今後も児童数の増加が見込まれるため、施設の建設等により定員を拡充することにより提供量を確保する。

【放課後児童健全育成事業】の量の見込みと提供体制

○市全域

(人)

【市全域】 (単位：人/日)		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		計画値	実績値	人口	計画値	推計値	人口推計	計画値	推計値	人口推計
量の 見込 み	低学年	448	572	2,128	465	579	2,163	474	588	2,171
	高学年	53	171	1,880	57	176	1,951	59	186	2,040
	計(①)	501	743	4,008	522	755	4,114	533	774	4,211
提供体制(②)		555	691	-	576	729	-	586	889	-
過不足(②-①)		54	-52	-	54	-26	-	53	115	-

※実績値：平成 29 年 4 月 1 日現在

○長久手小学校区

(人)

【西小学校区】 (単位：人/日)		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		計画値	実績値	人口	計画値	推計値	人口推計	計画値	推計値	人口推計
量の 見込 み	低学年	74	116	332	76	108	310	76	103	294
	高学年	13	27	295	15	28	311	15	28	309
	計(①)	87	143	627	91	136	621	91	131	603
提供体制(②)		98	122	-	98	136	-	98	136	-
過不足(②-①)		11	-21	-	7	0	-	7	5	-

※実績値：平成 29 年 4 月 1 日現在

○西小学校区

(人)

【西小学校区】 (単位：人／日)		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		計画値	実績値	人口	計画値	推計値	人口推計	計画値	推計値	人口推計
量の 見込 み	低学年	59	69	227	58	68	225	61	67	222
	高学年	6	35	209	6	34	205	7	37	220
	計 (①)	65	104	436	64	102	430	68	104	442
提供体制 (②)		80	109	-	80	109	-	80	109	-
過不足 (②-①)		15	5	-	16	7	-	12	5	-

※実績値：平成 29 年 4 月 1 日現在

○東小学校区

(人)

【東小学校区】 (単位：人／日)		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		計画値	実績値	人口	計画値	推計値	人口推計	計画値	推計値	人口推計
量の 見込 み	低学年	23	53	164	27	61	189	29	77	237
	高学年	4	6	111	4	7	130	5	8	142
	計 (①)	27	59	275	31	68	319	34	85	379
提供体制 (②)		32	60	-	32	60	-	42	100	-
過不足 (②-①)		5	1	-	1	-8	-	8	15	-

※実績値：平成 29 年 4 月 1 日現在

○北小学校区

(人)

【市全域】 (単位：人／日)		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		計画値	実績値	人口	計画値	推計値	人口推計	計画値	推計値	人口推計
量の 見込 み	低学年	103	107	460	108	118	506	108	120	514
	高学年	11	32	397	12	32	401	12	36	442
	計 (①)	114	139	857	120	150	907	120	156	956
提供体制 (②)		114	129	-	135	129	-	135	209	-
過不足 (②-①)		0	-10	-	15	-21	-	15	53	-

※実績値：平成 29 年 4 月 1 日現在

○南小学校区

(人)

【市全域】 (単位：人/日)		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		計画値	実績値	人口	計画値	推計値	人口 推計	計画値	推計値	人口 推計
量の 見込 み	低学年	59	80	334	62	84	351	66	84	334
	高学年	3	19	341	4	18	328	4	19	343
	計 (①)	62	99	675	66	102	679	70	103	677
提供体制 (②)		81	81	-	81	105	-	81	105	-
過不足 (②-①)		19	-18	-	15	3	-	11	2	-

※実績値：平成 29 年 4 月 1 日現在

○市が洞小学校区

(人)

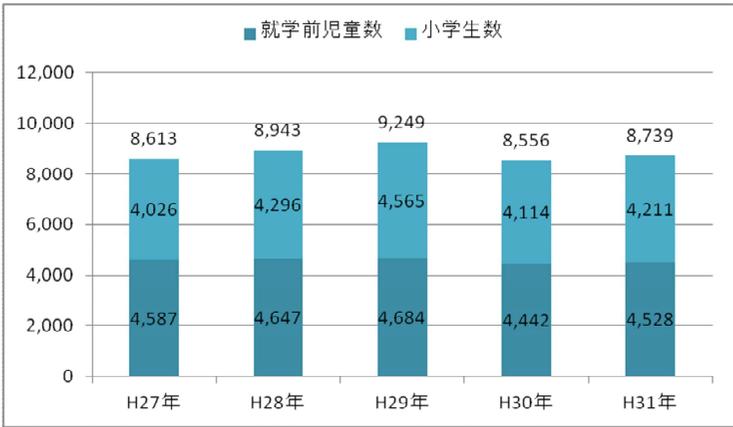
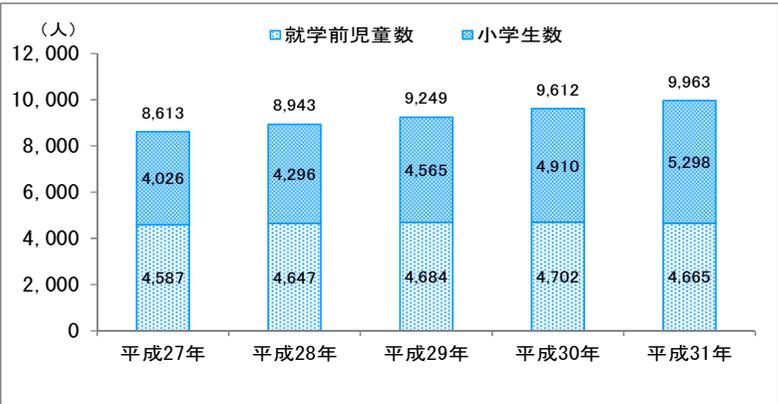
【市全域】 (単位：人/日)		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		計画値	実績値	人口	計画値	推計値	人口 推計	計画値	推計値	人口 推計
量の 見込 み	低学年	130	147	611	134	140	582	134	137	570
	高学年	16	52	527	16	57	576	16	58	584
	計 (①)	146	199	1,138	150	197	1,158	150	195	1,154
提供体制 (②)		150	190	-	150	190	-	150	230	-
過不足 (②-①)		4	-9	-	0	-7	-	0	35	-

※実績値：平成 29 年 4 月 1 日現在

(5) 利用者支援事業

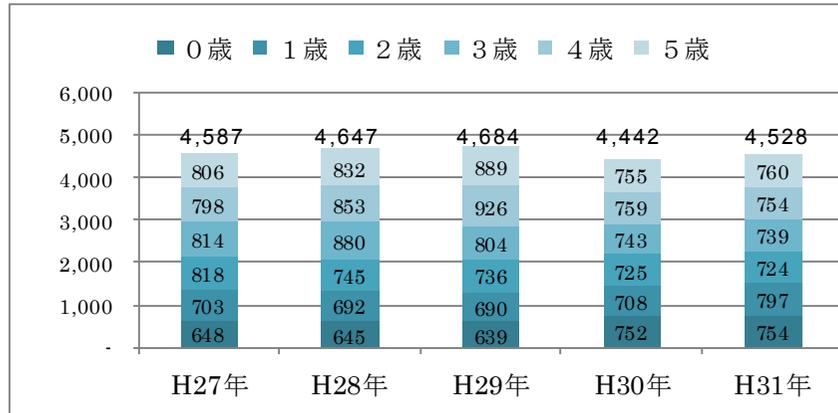
平成 28 年度から子育て支援課で「特定型」、平成 29 年度から健康推進課で「母子保健型」の実施を開始したため、施設数を 1 → 2 に修正する。

長久手市子ども・子育て支援事業計画 新旧対照表（案）

改正案	現行																																																
<p>P22</p> <p>(5) 小学生以下の児童数の今後の推計</p> <p>小学生以下（0歳～11歳）の児童数をコーホート要因法により推計すると、以下のとおりとなります。</p> <p>小学生以下の児童数は増加傾向で推移し、平成31年には9,969 8,739人になると見込まれます。そのうち、就学前（0歳～5歳）児童数は平成30年まで増加傾向で推移しますが、平成31年には減少し4,665 4,528人になると見込まれます。小学生（6歳～11歳）数については増加傾向で推移し、平成31年には5,298 4,211人になると見込まれます。</p> <p>図表 2 6 就学前（0歳～5歳）児童数・小学生（6歳～11歳）数の推計</p>  <table border="1"> <caption>図表 2 6 就学前（0歳～5歳）児童数・小学生（6歳～11歳）数の推計</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>就学前児童数</th> <th>小学生数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27年</td> <td>4,587</td> <td>4,026</td> <td>8,613</td> </tr> <tr> <td>H28年</td> <td>4,647</td> <td>4,296</td> <td>8,943</td> </tr> <tr> <td>H29年</td> <td>4,684</td> <td>4,565</td> <td>9,249</td> </tr> <tr> <td>H30年</td> <td>4,442</td> <td>4,114</td> <td>8,556</td> </tr> <tr> <td>H31年</td> <td>4,528</td> <td>4,211</td> <td>8,739</td> </tr> </tbody> </table>	年度	就学前児童数	小学生数	合計	H27年	4,587	4,026	8,613	H28年	4,647	4,296	8,943	H29年	4,684	4,565	9,249	H30年	4,442	4,114	8,556	H31年	4,528	4,211	8,739	<p>P22</p> <p>(5) 小学生以下の児童数の今後の推計</p> <p>小学生以下（0歳～11歳）の児童数をコーホート要因法により推計すると、以下のとおりとなります。</p> <p>小学生以下の児童数は増加傾向で推移し、平成31年には9,963人になると見込まれます。そのうち、就学前（0歳～5歳）児童数は平成30年まで増加傾向で推移しますが、平成31年には減少し4,665人になると見込まれます。小学生（6歳～11歳）数については増加傾向で推移し、平成31年には5,298人になると見込まれます。</p> <p>図表 2 6 就学前（0歳～5歳）児童数・小学生（6歳～11歳）数の推計</p>  <table border="1"> <caption>図表 2 6 就学前（0歳～5歳）児童数・小学生（6歳～11歳）数の推計</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>就学前児童数</th> <th>小学生数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年</td> <td>4,587</td> <td>4,026</td> <td>8,613</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>4,647</td> <td>4,296</td> <td>8,943</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>4,684</td> <td>4,565</td> <td>9,249</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>4,702</td> <td>4,910</td> <td>9,612</td> </tr> <tr> <td>平成31年</td> <td>4,665</td> <td>5,298</td> <td>9,963</td> </tr> </tbody> </table>	年度	就学前児童数	小学生数	合計	平成27年	4,587	4,026	8,613	平成28年	4,647	4,296	8,943	平成29年	4,684	4,565	9,249	平成30年	4,702	4,910	9,612	平成31年	4,665	5,298	9,963
年度	就学前児童数	小学生数	合計																																														
H27年	4,587	4,026	8,613																																														
H28年	4,647	4,296	8,943																																														
H29年	4,684	4,565	9,249																																														
H30年	4,442	4,114	8,556																																														
H31年	4,528	4,211	8,739																																														
年度	就学前児童数	小学生数	合計																																														
平成27年	4,587	4,026	8,613																																														
平成28年	4,647	4,296	8,943																																														
平成29年	4,684	4,565	9,249																																														
平成30年	4,702	4,910	9,612																																														
平成31年	4,665	5,298	9,963																																														

図表 2 7

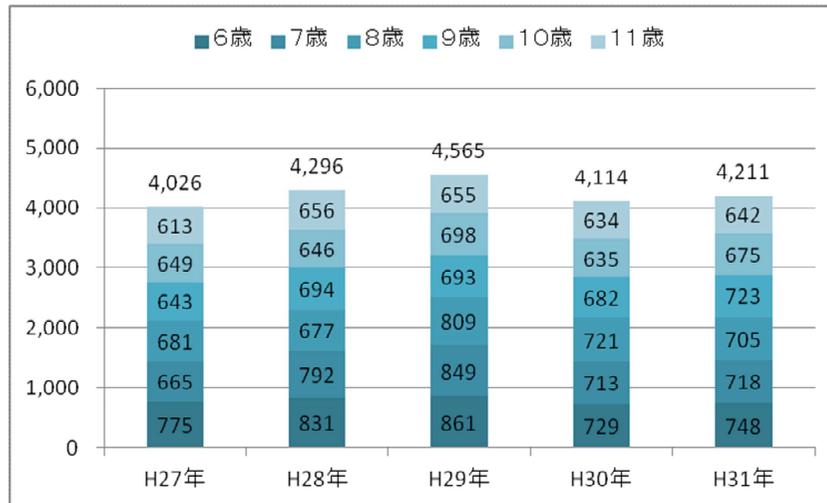
就学前（0～5歳）の推計



小学生数の推計を各歳別にみると、平成 ~~27~~ 30 年から平成 31 年にかけて ~~各年齢とも~~ 増加傾向となることが見込まれます。

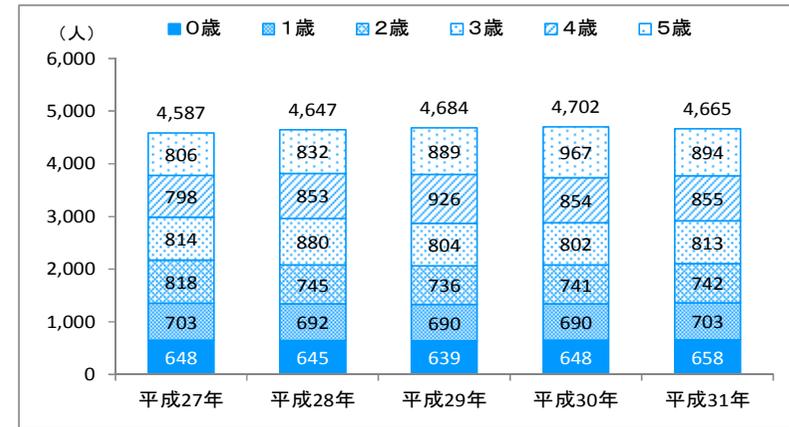
図表 2 8

小学生（6～11歳）の推計



図表 2 7

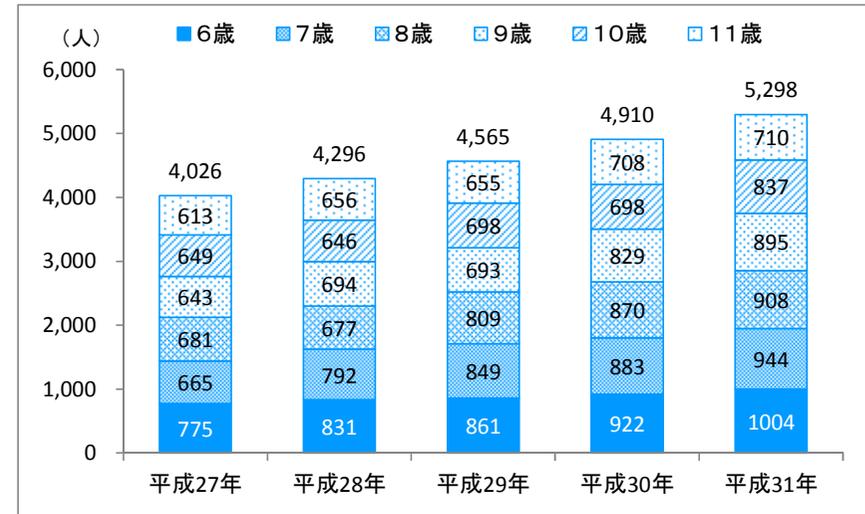
就学前（0～5歳）の推計



小学生数の推計を各歳別にみると、平成 27 年から平成 31 年にかけて各年齢とも増加傾向となることが見込まれます。

図表 2 8

小学生（6～11歳）の推計



図表55

2号認定（3歳以上、保育利用）の量の見込みと提供体制

(単位：人/日)		平成	平成	平成	平成	平成
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2号認定(①)	881	937	957	971	991
提供体制	特定教育・保育施設(②)	933	963	963	1,053	1,053
過不足(②-①)		52	26	6	82	62

図表56

3号認定（3歳未満、保育利用）の量の見込みと提供体制

(単位：人/日)			平成	平成	平成	平成	平成
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	3号認定	0歳	80	80	79	98	105
		1・2歳	437	410	406	461	489
	計(①)		517	490	485	559	594
提供体制	特定教育・保育施設	0歳	74	77	77	86	86
		1・2歳	373	383	383	427	427
	特定地域型保育事業	0歳	5	5	5	12	22
		1・2歳	10	10	20	34	62
	計(②)		462	475	485	559	597
過不足(②-①)			-55	-15	0	0	3

図表55

2号認定（3歳以上、保育利用）の量の見込みと提供体制

(単位：人/日)		平成	平成	平成	平成	平成
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2号認定(①)	881	937	957	955	955
提供体制	特定教育・保育施設(②)	933	963	963	963	963
過不足(②-①)		52	26	6	8	8

図表56

3号認定（3歳未満、保育利用）の量の見込みと提供体制

(単位：人/日)			平成	平成	平成	平成	平成
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	3号認定	0歳	80	80	79	80	82
		1・2歳	437	410	406	407	411
	計(①)		517	490	485	487	493
提供体制	特定教育・保育施設	0歳	74	77	77	77	77
		1・2歳	373	383	383	402	402
	特定地域型保育事業	0歳	5	5	5	5	5
		1・2歳	10	10	20	20	20
	計(②)		462	475	485	504	504
過不足(②-①)			-55	-15	0	17	11

量の見込みと提供体制

図表 58 【市全域】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【市全域】 (単位：人／日)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	低学年	418	435	448	579	588
	高学年	51	52	53	176	186
	計(①)	469	487	501	755	774
提供体制(②)		555	555	555	729	889
過不足(②-①)		86	68	54	-26	115

量の見込みと提供体制

図表 58 【市全域】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【市全域】 (単位：人／日)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	低学年	418	435	448	465	474
	高学年	51	52	53	57	59
	計(①)	469	487	501	522	533
提供体制(②)		555	555	555	576	586
過不足(②-①)		86	68	54	54	53

図表 59 【長久手小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【長久手小学校区】 (単位：人／日)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	低学年	68	71	74	108	103
	高学年	13	13	13	28	28
	計(①)	81	84	87	136	131
提供体制(②)		98	98	98	136	136
過不足(②-①)		17	14	11	0	5

図表 59 【長久手小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【長久手小学校区】 (単位：人／日)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	低学年	68	71	74	76	76
	高学年	13	13	13	15	15
	計(①)	81	84	87	91	91
提供体制(②)		98	98	98	98	98
過不足(②-①)		17	14	11	7	7

図表 60 【西小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【西小学校区】 (単位：人／日)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	低学年	54	57	59	68	67
	高学年	6	6	6	34	37
	計(①)	60	63	65	102	104
提供体制(②)		80	80	80	109	109
過不足(②-①)		20	17	15	7	5

図表 60 【西小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【西小学校区】 (単位：人／日)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	低学年	54	57	59	58	61
	高学年	6	6	6	6	7
	計(①)	60	63	65	64	68
提供体制(②)		80	80	80	80	80
過不足(②-①)		20	17	15	16	12

P77

図表 61 【東小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【東小学校区】 (単位：人／日)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	低学年	23	20	23	61	77
	高学年	4	4	4	7	8
	計(①)	27	24	27	68	85
提供体制(②)		32	32	32	60	100
過不足(②-①)		5	8	5	-8	15

P77

図表 61 【東小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【東小学校区】 (単位：人／日)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	低学年	23	20	23	27	29
	高学年	4	4	4	4	5
	計(①)	27	24	27	31	34
提供体制(②)		32	32	32	32	42
過不足(②-①)		5	8	5	1	8

図表 62 【北小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【北小学校区】 (単位：人／日)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	低学年	94	100	103	118	120
	高学年	10	11	11	32	36
	計(①)	104	111	114	150	156
提供体制(②)		114	114	114	129	209
過不足(②-①)		10	3	0	-21	53

図表 63 【南小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【南小学校区】 (単位：人／日)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	低学年	58	60	59	84	84
	高学年	3	3	3	18	19
	計(①)	61	63	62	102	103
提供体制(②)		81	81	81	105	105
過不足(②-①)		20	18	19	3	2

図表 62 【北小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【北小学校区】 (単位：人／日)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	低学年	94	100	103	108	108
	高学年	10	11	11	12	12
	計(①)	104	111	114	120	120
提供体制(②)		114	114	114	135	135
過不足(②-①)		10	3	0	15	15

図表 63 【南小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【南小学校区】 (単位：人／日)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	低学年	58	60	59	62	66
	高学年	3	3	3	4	4
	計(①)	61	63	62	66	70
提供体制(②)		81	81	81	81	81
過不足(②-①)		20	18	19	15	11

P78

図表 64 【市が洞小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【市が洞小学校区】 (単位：人／日)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年 度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	低学年	121	127	130	140	137
	高学年	15	15	16	57	58
	計(①)	136	142	146	197	195
提供体制(②)		150	150	150	190	230
過不足(②-①)		14	8	4	-7	35

P84

図表 72 利用者支援事業の量の見込みと提供体制

(単位：人／年)		平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	平成 31年 度
量の見込み(①)		4,587	4,647	4,684	4,702	4,702
提供体制 (②)	利用回数	4,587	4,647	4,684	4,702	4,702
	箇所数	1	1	1	2	2
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

P78

図表 64 【市が洞小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【市が洞小学校区】 (単位：人／日)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年 度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	低学年	121	127	130	134	134
	高学年	15	15	16	16	16
	計(①)	136	142	146	150	150
提供体制(②)		150	150	150	150	150
過不足(②-①)		14	8	4	0	0

P84

図表 72 利用者支援事業の量の見込みと提供体制

(単位：人／年)		平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	平成 31年 度
量の見込み(①)		4,587	4,647	4,684	4,702	4,702
提供体制 (②)	利用回数	4,587	4,647	4,684	4,702	4,702
	箇所数	1	1	1	1	1
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

保育施設の利用定員について

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)

1 利用定員とは

「利用定員」は、保育所の運営に対する給付の基準となるもので、現在の利用状況や今後の利用人数の見込み等を踏まえた上で市町村が定めることとなっており、長久手市では原則、「認可定員」＝「利用定員」としています。

2 利用定員の設定にあたって

「子ども・子育て支援法」では、市町村が「特定教育・保育施設（※1）」と「特定地域型保育（※2）」の「利用定員」を設定する際は、「認定区分（※3）」ごとに、計画で策定した確保方策の内容と合致しているか、また、需要に対して供給過多または過小となっていないかなど、子ども・子育て会議の意見を踏まえて設定することが必要と定められています。

- | | | |
|----|------------|----------------------------|
| ※1 | 特定教育・保育施設… | 幼稚園、保育所、認定こども園 |
| ※2 | 特定地域型保育事業… | 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育 |
| ※3 | 認定区分 | 1号認定… 満3歳以上の教育を希望する子ども |
| | | 2号認定… 満3歳以上の保育を希望する子ども |
| | | 3号認定… 満3歳未満の保育を希望する子ども |

3 平成30年4月1日の利用定員について（予定）

利用定員の変更は予定していません。

4 特定保育の利用定員について（平成30年4月1日（予定））

単位：人

	区分	施設名	所在地	29年度現状			30年度予定			増減		
				定員	内訳		定員	内訳		定員	内訳	
					2号	3号		2号	3号		2号	3号
1	公設公営	上郷保育園	前熊志水	130	90	40	130	90	40	0	0	0
2	公設公営	色金保育園	岩作中島	229	180	49	229	180	49	0	0	0
3	公設公営	長湫東保育園	東狭間	134	90	44	134	90	44	0	0	0
4	公設公営	長湫西保育園	作田二丁目	236	180	56	236	180	56	0	0	0
5	公設公営	長湫北保育園	鴨田	266	180	86	266	180	86	0	0	0
6	公設公営	長湫南保育園	砂子	133	90	43	133	90	43	0	0	0
7	公設民営	市が洞保育園	市が洞一丁目	133	90	43	133	90	43	0	0	0
8	民設民営	アスクはなみずき 保育園	仲田	100	60	40	100	60	40	0	0	0
9	民設民営	アートチャイルド ケア長久手保育園	東原山	60	33	27	60	33	27	0	0	0
10	民設民営	アインながくて 保育園	山桶	103	60	43	103	60	43	0	0	0
11	民設民営	コロポックル長久 手保育園	坊ノ後	36	0	36	36	0	36	0	0	0
合 計				1,560	1,053	507	1,560	1,053	507	0	0	0

5 特定地域型保育事業の利用定員について（平成30年4月1日（予定））

単位：人

	区分	施設名	所在地	29年度現状			30年度予定			増減		
				定員	内訳		定員	内訳		定員	内訳	
					2号	3号		2号	3号		2号	3号
①	民設民営	スマイル☆キッズ	杵ヶ池	5	0	5	5	0	5	0	0	0
②	民設民営	パセリ保育室	熊田	5	0	5	5	0	5	0	0	0
③	民設民営	※愛知淑徳職場内 保育室(AS保育室)	片平	5 (18)	0	5	5 (18)	0	5	0	0	0
④	民設民営	小規模保育事業所 キッズハート長久手	井堀	12	0	12	12	0	12	0	0	0
⑤	民設民営	はな保育室はなみ ずき通	五合池	19	0	0	19	0	19	0	0	0
合 計				46	0	46	46	0	46	0	0	0

※愛知淑徳職場内保育室（AS保育室）は事業所内保育所であるため、地域枠の保育人数を記載。（ ）内の数値が全体の利用定員の数。

6 平成30年度待機児童の状況

- (1) 平成29年11月末までに受け付けた当初申込み数については、表1のとおりです。1歳児と2歳児については、近年で最も多い申込みになっています。
- (2) 直近の待機児童数は表2のとおりです。

表1 【申込者数】(11月末時点)

(単位:人)

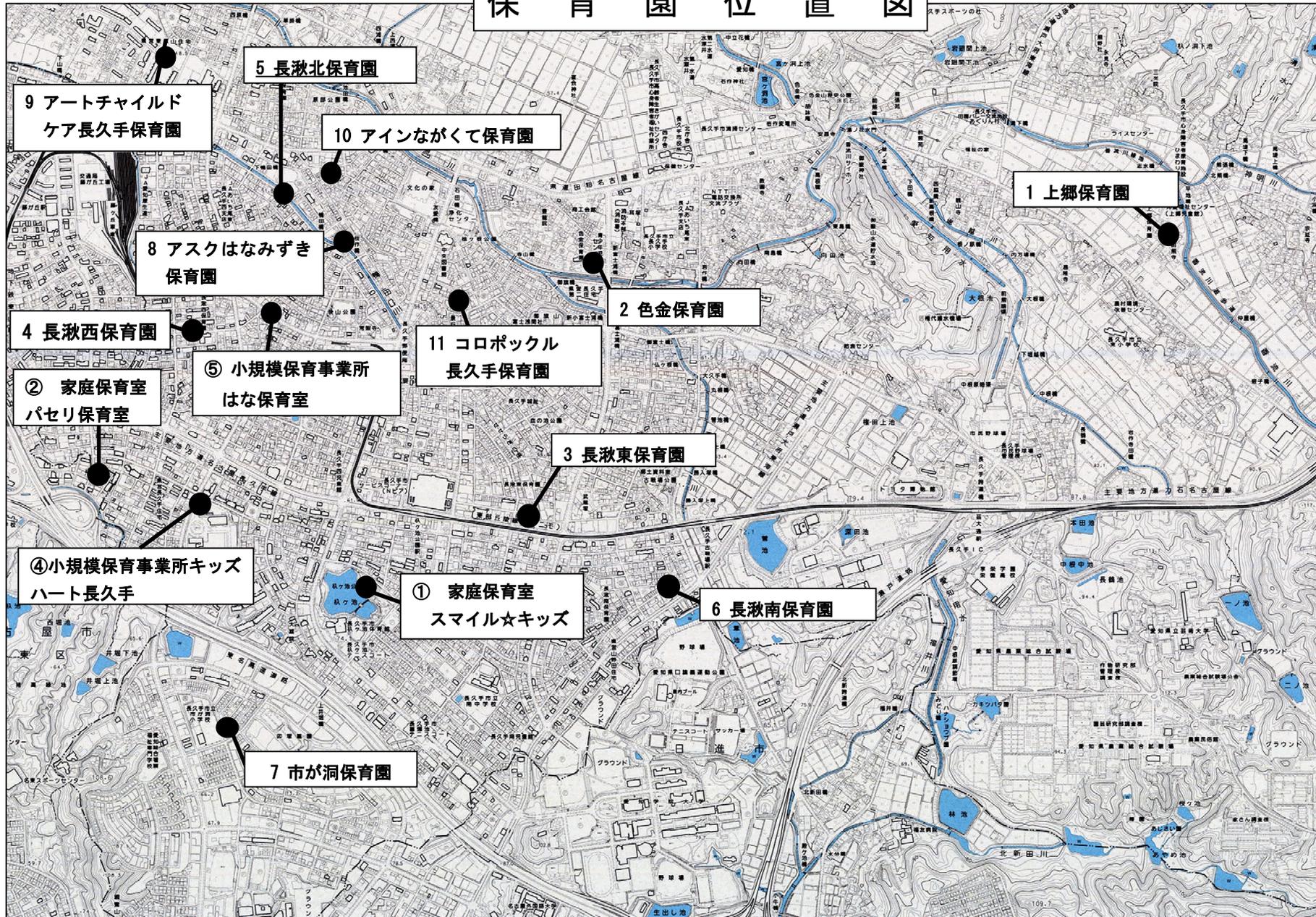
入所年度	0歳児	1歳児	2歳児	計
H26年度	74	135	73	282
H27年度	75	120	57	252
H28年度	79	124	78	281
H29年度	110	156	71	337
H30年度	87	175	98	360

表2 【直近の待機児童数】

(単位:人)

	0歳児	1歳児	2歳児	計
H26.4.1	3	9	0	12
H27.4.1	1	16	10	27
H28.4.1	5	7	5	17
H29.4.1	5	15	0	20

保育園位置図



放課後の居場所づくりに関する事業の拡充について

(放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室推進事業)

1 放課後児童健全育成事業について

児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づき、保護者が仕事や病気等で昼間家庭で世話をすることができない小学生を預かり、子どもに遊びと生活の場を用意して、その健全な育成を図る事業です。公設公営の児童クラブと、公設民営（父母会が運営）の学童保育所で実施しています。

2 放課後子ども教室推進事業について

社会教育法第5条の規定に基づき、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、自主学習、自由遊び、異年齢交流、体験活動等を行う事業です。

3 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室について

放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室を、同一の小中学校内の活動場所において実施しており、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものを行います。

平成28年度から、東小学校において市内で最初の一体型として、「東児童クラブ」と「東小学校放課後子ども教室」を開設しています。

また、現在、南児童館で実施している児童クラブ及び校舎1階で実施している放課後子ども教室について、南小学校内の空きスペースを活用して、両事業を運営するための新たな建物を建設して一体型として整備するための事務を進めています。

また、北小学校においても、校舎増築に合わせて、南小学校と同様に小学校内の空きスペースを活用して、両事業を運営するための新たな建物を整備する事務を進めています。

4 放課後児童クラブの定員について（平成 30 年 4 月 1 日（予定））

(1) 児童クラブ

（単位：人）

	施設名	所在地	29 年度定員	30 年度定員	増減
1	長久手児童クラブ	青少年児童センター内	80	80	±0
2	東児童クラブ	東小学校内	60	60	±0
3	下山児童クラブ	下山児童館内	59	59	±0
4	長久手南児童クラブ	長久手南児童館内	50	50	±0
5	市が洞児童クラブ	市が洞小学校内	70	70	±0
6	長久手西児童クラブ	長久手西児童館内	40	40	±0
合計			359	359	±0

(2) 学童保育所

（単位：人）

	施設名	所在地	29 年度入所人数	30 年度入所見込人数	増減
1	長久手学童保育所	久保山	69	—	—
2	長久手長南学童保育所	宮脇	73	—	—
3	長久手北学童保育所	岩作落合	54	—	—
4	市が洞学童保育所	卯塚一丁目 根嶽※	104	—	—
合計			300	—	—

※ 市が洞学童保育所について、今後数年間は定員を超える入所希望者が見込まれる状況であるが、市が洞校区内には、これ以上児童クラブや学童保育所として活用できる公共施設がないため、一時暫定的な措置として、平成 29 年 4 月から民間施設を活用した第 2 学童を開設しています。

5 児童クラブの待機児童の状況

(単位：人)

	待機児童数
H26. 4. 1	31 (26)
H27. 4. 1	49 (54)
H28. 4. 1	58 (90)
H29. 4. 1	84 (87)
H30. 4. 1	－ (－)

* () 内は当初申込み時点

6 放課後子ども教室の定員について（平成 30 年 4 月 1 日現在（予定））

(単位：人)

	施設名	所在地	29 年度定員	30 年度定員	増減
①	西小学校 放課後子ども教室	西小学校内	60	60	0
②	南小学校 放課後子ども教室	南小学校内	60	60	0
③	東小学校 放課後子ども教室	※東小学校内	60	60	0
合計			180	180	0

7 放課後子ども教室の追加児童の状況

(単位：人)

	追加児童数
H26. 4. 1	9
H27. 4. 1	50
H28. 4. 1	97
H29. 4. 1	66
H30. 4. 1	—

児童クラブ・放課後子ども教室位置図



1 整備内容

現農村環境改善センター多目的広場（グラウンド）において、上郷保育園、上郷児童館（児童クラブ室を含む）及び児童発達支援センター（すぎのご教室を含む）の一体的な整備を行う。

2 整備場所の選定理由

(1) 早期の整備

- ・上郷保育園は著しく老朽化が進んでいることに加え、児童数増加への対応として、児童館内で予定している第2児童クラブとともに定員の拡充が求められおり、これら喫緊の課題に適切に対処するため早期に整備する必要がある。
- ・本整備には5,000㎡規模の用地が必要であり、一団の土地としては新たな農地を取得するか、農村環境改善センターの活用かいずれかの選択となる。
- ・新たに農地を取得する場合、農業振興地域内の農用地となることが想定され、農振除外手続や農地転用許可等の調整を要することになり早期の整備が不可能となる。
- ・一方、農村環境改善センターを活用することで、こうした手続が不要となり早期の整備及び開設（平成32年4月）が可能となる。

(2) 投資経費の抑制

- ・大規模な用地取得や造成工事等が不要であり、投資経費の抑制を図ることができる。

(3) 安全の確保

- ・安全対策上、周辺道路の歩道や駐車場も確保する必要があるが、子育て機能を集約することで、それらの対策も一か所に留めることができる。
- ・東小学校及び農村環境改善センターは高台に位置し、水害などの災害時の不安がないこと、また、有事の際の子どもたちの安全確保への対応なども連携して対処しやすく、子どもはもちろん保護者への安心感を与えることができる。

(4) 共生社会の具現化

- ・児童発達支援センターや保育園等、地域の子どもの居場所を分け隔てなく一つのエリアに配置することで、全ての子どもがともに成長できる環境づくりを行い、地域社会への参加や包容の推進を図ることができる。

(5) 子どもを中心とした地域づくり

- ・本整備により東小学校区では、保育園、放課後の居場所、小学校等を一つのエリアに集約することから、将来的には本施設を拠点とした「子ども」を中心とした地域コミュニティづくりを、残置する多目的ホール及び集会施設の新たな活用も含めて検討していくことで、地域の人も一緒に子どもを見守り育てていく風土の創出が期待できる。

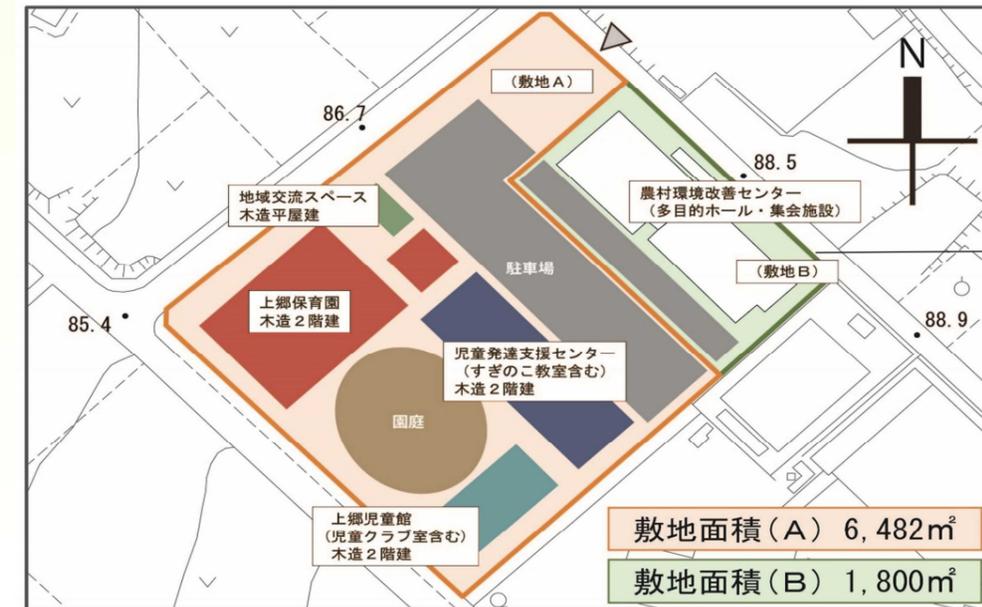
3 施設定員・施設規模について

施設名称	構造・規模	延べ面積	建築面積	施設定員
上郷保育園	木造2階建	1,700㎡	850㎡	(現)130人→232人
上郷児童館 (児童クラブ室を含む)	木造2階建	500㎡	250㎡	60人 (※1)
児童発達支援センター (すぎのご教室を含む)	木造2階建	1,050㎡	525㎡	児童発達支援センター 40人 すぎのご教室 (現)10人→20人
地域交流スペース	木造平屋建	50㎡	50㎡	-
駐車場	1,820㎡ (約90台分)			
園庭	1,000㎡			
必要面積	5,620㎡以上 (※2)			

※1 児童クラブの定員数

※2 (建築面積合計 1,675㎡ / 0.6 建蔽率) + 駐車場 1,820㎡ + 園庭 1,000㎡ = 5,620㎡

4 配置計画案 農村環境改善センター（分棟案）(※)



このイメージ図は、必要面積上の配置の可能性を検証したものであり決定ではない。具体的な配置は、平成30年度実施予定の基本設計で決定していく。

5 工期見込（最短）(※)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
設計	→			
建設工事		→		
開設			→	

※ 工期は大規模な複合施設であること、財政負担の平準化の観点から2年間の整備を予定

※ 児童発達支援センター（すぎのご教室を含む）については、「長久手市障がい者自立支援協議会 児童教育支援部会」において機能等に関する課題整理を行い、平成32年度に建設工事予定

平成 30 年度に向けた取組について（予定）

**○ 次期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた取組
子ども・子育てに関する基礎調査**

子ども・子育て支援事業計画の改定に必要な基礎調査を行います。

平成 31 年度に実施予定の子ども・子育て支援事業計画の改定作業に必要な基礎調査を行います。また、本調査に合わせ、子どもの貧困対策に向けた、子どもの生活実態を把握するための調査を行います。

1 基本目標 1 教育・保育環境が充実したまちづくり**(1) 施策の柱 1 教育・保育サービスの充実****教育・保育サービスの量的拡充（P 54）****○ 保育所の改築****上郷保育園等改築事業**

築 43 年を迎え、老朽化が進んでいる上郷保育園を改築します。

上郷保育園等改築基本構想に基づき、平成 30 年度に基本設計・実施設計を行い、平成 31 年度から建設工事を行っていきます。

○ 地域型保育事業の推進**子ども・子育て支援給付事業**

小規模保育事業の施設整備を行い、平成 31 年 4 月に新たに 2 施設の開設を目指します。

保育の量的拡大を図るため、小規模保育施設を新たに 2 施設開園し、3 号認定（3 歳未満児）の受け入れを最大 38 人（19 人×2 施設）増やします。

放課後の子どもの居場所づくり（P57）

○ 放課後児童健全育成施設の整備

放課後児童クラブ整備事業

小学校内に一体型放課後児童クラブを設置します。

現在、南児童館で実施している放課後児童クラブ及び南小学校1階で実施している放課後子ども教室について、小学校の空きスペースを活用して両事業を運営するための新たな建物を建設し、一体型として整備するため、設計業務を進めています。

同様に、北小学校においても、校舎増築に合わせて、小学校内の空きスペースを活用して、両事業を運営するための新たな建物を整備するため、設計業務を終え、工事に向けた事務を進めています。

○ 児童館の整備

児童館整備事業（(仮)北児童館整備事業）

長湫北保育園跡地において、児童館を建設します。

長湫北保育園跡地において整備を予定している北児童館について、共生ステーションとの複合施設である建物の建設に向け、地域住民とのワークショップを実施し、平成30年度に設計事務を行います。

同時に、平成30年度中に旧長湫北保育園の園舎を解体します。

(2) 施策の柱2 多様な子育て支援サービスの充実

選択肢を増やす多様なサービスの充実（P58）

○ 休日保育の実施

子ども・子育て支援給付事業、民間保育所運営補助事業

平成30年度から、民間保育所1園で休日保育を実施します。

就労の多様化に対応するため、平成30年度から民間保育所1園で休日保育を実施します。平日と同じ理由で休日等における保育が必要な在園児が対象です。

○ 病児・病後児保育事業の実施

病児・病後児保育事業

新たに市内の小児科医院で病児保育を実施します。また、保護者の経済的負担への配慮として、利用料を軽減するための助成制度を新設します。

従来から実施している病児保育・病後児保育に加え、新たに市内の小児科医院で病児保育を実施します。また、保護者の経済的負担への配慮として、市民税非課税世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯やきょうだい同時利用の場合に、利用料を軽減するための助成制度を新設します。

○ 障がいのある児童を対象とした相談支援事業の強化

相談支援事業委託（障がい児対応）

障がいのある児童を対象とした相談支援業務について、新たに相談員を1名増員します。

長久手市障がい者相談支援センターで実施している、障がいのある児童を対象とした相談支援業務について、支援が必要なケースが増加していること、また同センターの「基幹型」への移行に合わせ、新たに相談員を1人増員して支援体制の強化を図ります。

3 基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

施策の柱1 ライフステージに応じた適切な支援の推進

妊娠から産後の育児までの継続した支援体制の整備（P66）

○ 利用者支援事業

母子保健事務事業（母子保健コーディネーター報酬）

妊娠・出産・育児までの切れ目ない支援の拡充を目的に、更に母子保健コーディネーターを2名増員します。

子育てに必要な支援を行うことを目的とするため、子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、平成29年4月に利用者支援事業母子保健型として、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施しています。今後はポピュレーションアプローチと地域活動の推進を目的にコーディネーターを増員し、支援の拡充をしていきます。

長久手市

子ども・子育て支援事業計画

概要版



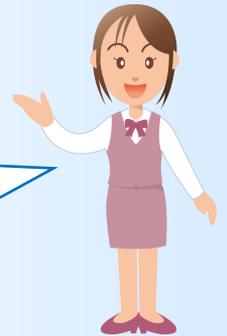
平成27年3月

長久手市

子ども・子育て支援事業計画って何だろう？



「子ども・子育て支援事業計画」って何だろう？どんなことを目的につくった計画なの？



長久手市の子育て支援環境をより充実させるため、市が取り組むべき子育て支援施策を定めた計画です。

◆計画の趣旨◆

子どもの数が減少する中、共働き世帯の増加等により保育等の子育て支援に対するニーズが拡大・多様化しています。このような状況に対応するため、国は「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度から同法に基づく「**子ども・子育て支援新制度**」を施行することになりました。

この計画は、同法に基づき、本市が地域の子育て支援施策の拡充に向けて、今後5年間で取り組むべき内容を定めた事業計画です。

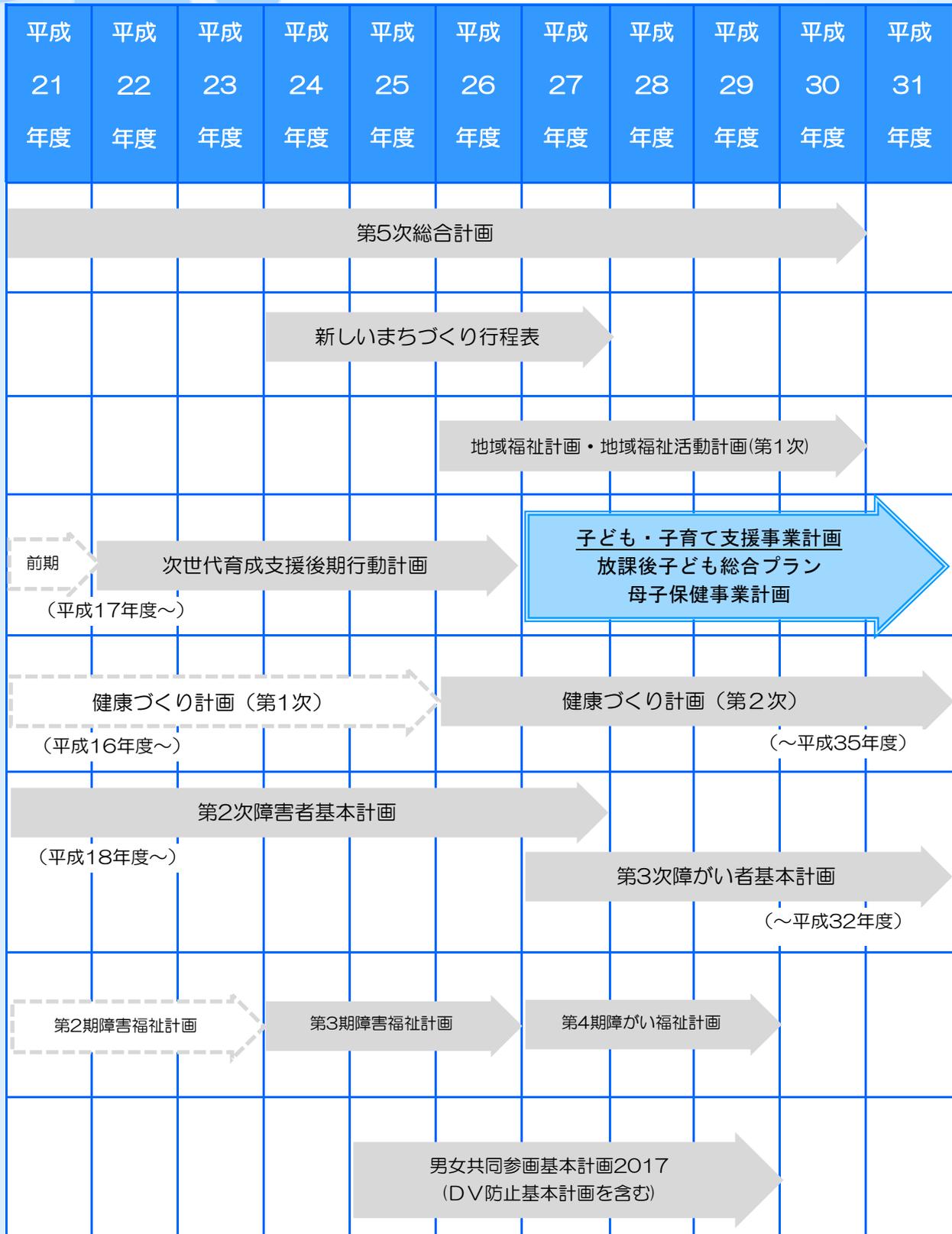


◆計画の位置づけ◆

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。平成17年度から推進してきた「長久手町次世代育成支援行動計画」とも一貫性を保ち、第5次長久手市総合計画を上位計画とし、長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の内容を踏まえ、放課後子ども総合プラン及び母子保健事業計画を包含した総合的な子ども・子育て支援分野の事業計画として位置づけています。



◆計画期間◆



どんな将来像を描いているの？



計画が目指している長久手市の将来像ってどんな姿なんだろう？何か目標を決めているの？



子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策の充実とともに、市民の方々が地域で担っていた役割や居場所を取り戻し、互いに助け合うことで、生きがいをもって充実した日々を過ごせる一人ひとりの幸福度が高い「日本一の福祉のまち」の実現が目標です。

◆計画の基本理念◆

子どもを通して家族と地域の輪が広がるまち
ながくて

◆基本理念の考え方◆

- 市民一人ひとりが子育てを自分たちの問題として認識し、様々な世代が主体的に行動することによって、子どもを通して地域の輪が広がるまちを目指します。
- 子どもたちを家族、地域、行政が一体となって見守り、健やかな成長を促す子育て環境づくりに重点を置きます。
- 親が子育ての責任を果たしつつ、社会や地域に参画できる環境づくりを行います。

◆計画の基本目標◆

基

本理念を実現するために必要となる主要な視点を以下のとおり「基本目標」として定めています。この4本の「基本目標」を柱として多様な子育て支援施策を実施していきます。

基本目標 1 教育・保育環境が充実したまちづくり

基本目標 2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり

基本目標 3 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

基本目標 4 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

計画に掲げた子育て支援施策はどんな内容？



これから、どのような子育て支援の取り組みを進めるの？

「基本理念」を実現するため、4つの基本目標に基づき、次頁のような内容の子育て支援施策を実施していきます。



教育・保育環境が充実したまちづくり

子どもの育ちに大きな役割を果たす幼稚園、保育所、認定こども園等には、すべての子どもの最善の利益を第一に考え、家庭での子どもの「育ち」と「学び」を補完し、次代を担う子どもに豊かな育ちと学びを提供していくことが求められています。また、核家族化の進行や女性の社会進出、高齢者雇用の増加等、社会環境の変化に伴い働く保護者が大きく増加している中で、保育・教育サービスへのニーズは年々高まっています。このような中、すべての子どもの健やかな育ちを実現するため、教育・保育の一体的提供を推進するとともに多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

- ◆ 教育・保育サービスの充実
- ◆ 多様な子育て支援サービスの充実
- ◆ 仕事と子育てを両立するための環境整備

総合的な子育て支援が充実したまちづくり

社会や経済環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育ての不安や孤立感が高まっている中、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、情報提供・相談体制の充実に努めるとともに、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた総合的な支援の充実に努めます。

- ◆ 子育て支援のネットワークづくり
- ◆ すべての家庭・児童への支援体制の充実
- ◆ 子育て情報の提供と相談体制の充実

安心して子どもを生き育てられるまちづくり

子どもを生き育てようとする親や子育てを行っている親が、不安や負担感を乗り越えられるよう様々な支援を行うことが必要です。

特に、子どもを安心して生き育てられる環境の整備のため、親子の健康支援や相談支援体制の充実、同じ悩みを持つ親同士の交流の場の充実等、安心して子育てができ、本市で暮らし続けることができるよう多様な支援を実施します。

- ◆ ライフステージに応じた適切な支援の推進
- ◆ すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実

地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、高齢者や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。このような状況の中、本来地域で担っていた役割を取り戻し、互いに助け合うことで、一丸となって子育て世帯を支援する環境づくりに努めます。

- ◆ 身近な地域で支え合う子育て支援の充実

◆施策の体系◆

基本理念

基本目標

施策の柱

子どもを通して家族と地域の輪が広がるまち
ながくて

基本目標 1

教育・保育環境が充実したまちづくり

1 教育・保育サービスの充実

2 多様な子育て支援サービスの充実

3 仕事と子育てを両立するための環境整備

基本目標 2

総合的な子育て支援が充実したまちづくり

1 子育て支援のネットワークづくり

2 すべての家庭・児童への支援体制の充実

3 子育て情報の提供と相談体制の充実

基本目標 3

安心して子どもを生み育てられるまちづくり

1 ライフステージに応じた適切な支援の推進

2 すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実

基本目標 4

地域がー丸となって子育てを支えるまちづくり

1 身近な地域で支え合う子育て支援の充実

基本施策

(1) 教育・保育サービスの量的拡充

(2) 教育・保育サービスの質の向上

(3) 教育・保育サービス利用者等の負担軽減

(4) 放課後の子どもの居場所づくり

(1) 選択肢を増やす多様なサービスの充実

(1) 男女が共に子育てに参加することへの支援

(1) 子育て支援のネットワークづくりの推進

(1) 障がいのある児童とその家族への支援の充実

(2) 児童虐待防止対策の推進

(3) ひとり親家庭への支援の充実

(1) 利用者支援体制の充実

(1) 妊娠から産後の育児までの継続した支援体制の整備

(2) 妊産婦及び乳幼児への啓発・相談事業の充実

(1) 健全な妊娠への啓発と促進

(2) 妊産婦及び乳幼児の健全な発達への支援

(1) 身近な地域で支え合う子育て支援の推進

(2) いつでも相談できる人がいる地域づくりの推進

主な事業

○保育所の改築 ○地域型保育事業の推進
○認定こども園への移行の検討 ほか

○1歳児保育事業
○保育所の自園調理の拡大 ほか

○児童クラブ利用料の軽減
○認可外保育施設利用者への支援 ほか

○放課後児童健全育成施設の整備
○放課後子ども教室の拡充 ほか

○土曜日保育の時間延長
○出産祝い事業 ほか

○男女が共に子育てができる働き方の実現のための啓発 ほか

○地域子育て支援拠点事業
○子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

○障がいのある児童を対象とした相談支援事業の強化
○児童発達支援センターの整備
○障がい児保育 ほか

○家庭児童相談の充実
○要保護児童等に対する支援体制の強化 ほか

○自立支援員によるひとり親家庭への支援
○母子・父子家庭等の親への就業支援 ほか

○利用者支援事業
○情報誌やホームページによる情報提供 ほか

○妊娠届出書アンケートの確認と面談
○訪問事業 ○産前・産後サポート事業

○健康教育（各種教室）○健康相談（各種相談）
○地域保健活動

○思春期保健
○不妊治療費助成事業

○妊婦健康診査 ○乳幼児健康診査・相談等
○歯科保健

○保育所における地域交流事業
○児童館でのボランティア活動 ほか

○保育所地域活動事業
○育児相談事業 ほか

数値計画を掲げた子育て支援施策はどんな内容？



利用したい子育て支援事業は
たくさんあるけど、利用しやすい
環境は整っているの？

保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどの
今後の利用量の見込みを踏まえ、それを
充足できる環境を整備していきます。



◆事業ごとの提供区域◆

本市では、今後の各事業ごとの整備状況を勘案し、市全域を「教育・保育提供区域」として定めています。

ただし、放課後児童健全育成事業については小学校区での体制確保が重要であることから、小学校区を教育・保育提供区域として設定します。

◆教育・保育事業の数値計画◆

○平成31年度の目標値

(単位：人/日)	1号認定	2号認定	3号認定
	3歳以上	3歳以上	3歳未満
	教育利用	保育利用	保育利用
特定教育・保育施設	0	963	479
確認を受けない幼稚園	775	-	-
特定地域型保育事業	-	-	25
広域利用分	720	-	-
提供体制計	1,495	963	504

◆保育の必要性の認定◆

新制度は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みです。

認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。

- 1号認定 満3歳以上で学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- 2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
- 3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

◆地域子ども・子育て支援事業の数値計画◆

◆平成31年度の目標値◆

		単位	目標値
延長保育事業		人/日	78
放課後児童健全 育成事業	【市全域】	人/日	586
	【長久手小学校区】	人/日	98
	【西小学校区】	人/日	80
	【東小学校区】	人/日	42
	【北小学校区】	人/日	135
	【南小学校区】	人/日	81
	【市が洞小学校区】	人/日	150
	放課後子ども教室	か所	6
子育て短期支援事業		回/年	6
一時預かり事業	(幼稚園在園児)	回/年	12,900
	(幼稚園以外)	回/年	5,385
病児・病後児保育事業		回/年	2,500
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		回/年	3,598
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	回/年	24,960
	類似施設（児童館）	回/年	41,437
利用者支援事業		人/年	4,702
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		人/年	658
養育訪問支援事業		人/年	25
妊婦に対する健康診査		人/年	658

計画の推進にあたっては、市の取り組みだけでなく、保育所・幼稚園・学校などの関係機関や民間の事業所、地域住民の方々など、地域のすべての方が協力していくことが必要不可欠です。
子どもたちの将来のため、子育て支援を皆さん一人ひとりの問題として認識し、自分たちで取り組めることを実践していきましょう！
長久手市も全力で子育て支援の充実に向けて取り組んでいきます！



【本計画に関するお問い合わせ先】

長久手市 福祉部 子育て支援課 健康推進課
〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内60番地1
TEL : 0561-63-1111 (代)